

五 第六十七條ノ『給付ノ價額ノ限度』ノ意義

法第六十七條の『給付の價額と限度』とは保險給付に實際要したる費用額を謂ふ義とす（昭和二年六月十日附保理第二、四六九號を以て保險部長より宮城健康保險署長宛回答）

六 第三者ノ行爲ニ因リテ生シタル保險事故ニ付ナシタル給付費用損害賠償金ト法

第十一條ノ徵收金

第三者の行爲に依りて生じたる保險事故に付爲したる給付費用損害賠償金は法第十一條に所謂徵收金に該當せざるを以て其の取立を市町村に對し囑託すべからざるものとす（昭和三年四月十九日附保第二九〇號を以て保險部長より各健康保險署長宛通牒）

條 文

第六十八條 保險給付ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ス

疑義 なし

條 文

第六十九條 保險給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課

セス

疑義 なし

第五章 費用ノ負擔

條 文

第七十條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ十

分ノ一ヲ負擔ス

前項ノ規定ニ依ル國庫負擔金ノ總額カ被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超
ユル場合ニ於テハ各健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其
ノ限度ニ至ル迄ヲ減額スルモノトス

前項ニ規定スル被保險者ノ員數ノ計算ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

疑義なし

條 文

第七十一條 保險者ハ健康保險事業ニ要スル費用ニ充ツル爲メ保險料ヲ徵收ス

保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ定ム

疑義解釋

一 政府ハ公共團體ノ事業ニ使用セラルル被保險者ニ關スル保險料ニシテ會計ノ主
体ヲ異ニスル場合ニ於ケル國庫出納金端數計算適用

政府又は道府市町村其他大正五年勅令第三號第一條の公共團體の事業に使
用せらるゝ被保險者に付て一事業主の納付する保險料にして會計の主体を異
にする場合（即ち或事業に於て一般會計の支辨する被保險者の特別會計の支
辨に屬する被保險者と兩者ある場合の如し）に於ては國庫出納金端數計算法
の適用は各會計別に之を爲すべきものとす（昭和二年六月八日附發保第六五
號を以て内務大藏兩次官より各省次官、内閣書記官長、北海道廳長官、警視
總監、各府縣知事、各健康保險署長及各健康保險組合宛通牒）

二 政府又ハ公共團體ノ事業ニ使用セラルル被保險者ニ關スル保險料ニ付テノ國庫
出納金端數計算法ノ適用

政府又は道府縣市町村其他大正五年勅令第二百九號第一條の公共團體の事

業に使用せらるゝ者たる健康保険の被保険者に關する保険料中被保険者の負擔する部分を事業主が被保険者に對し支拂ふ報酬より控除する場合に於ては、各被保険者に付て國庫出納金端數計算法を適用することは勿論なるも事業主が保険料を被保険者に納付する場合に於ては、右に依り各被保険者に付國庫出納金端數計算法を適用したる額と事業主の負擔部分との合計額を納付するものに非ずして事業主の納付する保険料の全額（即ち事業主の負擔部分と被保険者の負擔部分とを合算したる額）に付て右法律を適用したる額を納付すべきものとす（昭和二年六月八日附發保第六五號を以て内務大藏兩次官より各省次官、内閣書記官長、北海道廳長官、警視總監、各府縣知事、各健康保険署長各健康保険組合宛通牒）

條 文

第七十二條 被保險者及被保險者ヲ使用スル事業主ハ各保險料額ノ二分ノ一ヲ負擔ス、但シ二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ全額ヲ負擔ス

疑義解釋

一 被保險者資格存續中ト保險料

被保險者の資格の存する間の保険料は法第七十六條各號の一に該當する場合の外は之を徴收せざるべからざるものとす（昭和二年八月十八日附保理第二、六六四號を以て保険部長より明電舎健康保険組合宛回答）

二 工場ノ公休日ト保險料ノ負擔

保険料は被保險者たる間は、工場の公休日と雖も之を負擔する義務あるものとす、即ち大の月なれば三十一日分、小の月なれば三十日分、二月は二十八日分又は二十九日分を負擔する義務あるものとす、但し傷病手當金の支給を受くる期間等は負擔するの義務なきものとす（昭和二年三月十一日附保理第

一、一七九號を以て保険部監理課より東京府東京市本所區中の郷業平町二十八番地塚田平吉宛回答)

三 使用關係發生後數日ヲ經テ現實ニ業務ニ服シタルカ爲メ其ノ間賃金ヲ受ケサル場合ト保険料ノ負擔義務

法律上使用關係の發生したる者、即ち被保險者の資格を取得したる者は其の日より數日後に至り現實に業務に服したる爲、其の間賃金を受けざるも保険料を負擔すべきものとす(昭和三年八月七日附保發第四八〇號を以て保険部長より富士製紙健康保險組合宛回答)

四 被保險者カ収入ノ途ナキ場合ト保険料ノ負擔義務

被保險者カ疾病又は負傷に付法第四十七條の規定に依る期間傷病手當金の支給を受けたるも、其の疾病又は負傷が治癒せず之が療養の爲仍勞務に服せざるに由り収入の途なき状態にありと雖も被保險者たる間は保険料を負擔すべ

き義務あるものとす(昭和二年九月二日附保理第三、二四〇號を以て保険部長よりマツダ健康保險組合宛回答)

五 被保險者死亡當日ノ保険料

被保險者死亡したる場合に於ては死亡時刻の如何に拘らず當日は仍被保險者の資格を有するものなるを以て、其の日の保険料は徴收すべきものとす

(昭和二年二月十九日附保理第八四六號を以て保険部長より東京計器健康保險組合宛回答)

六 被保險者資格喪失後ト保険料ノ負擔義務

被保險者の資格喪失後は法第五十五條の規定に依り繼續して給付を受くること否とに拘らず、被保險者たりし者及其の者の事業主たりし者は保険料を負擔するの義務なきものとす(昭和二年八月十二日附を以て保険部大阪出張所長より東陶健康保險組合宛回答)

七 勞務供給請負人ト保険料ノ負擔義務

勞務供給請負人は事業主の負擔すべき保険料を負擔するの義務なきは勿論被保險者の負擔すべき保険料をも負擔すべき義務なきものとす（昭和二年八月十三日附保理第二、八六〇號を以て保險部長より東京鑛材健康保險組合宛回答）

八 借受ニ係ル鑛區ニ依リテ爲ス事業ニ使用セラルル被保險者ノ保険料ノ負擔及納付ノ義務者

他人の鑛區を借受けて事業を爲す者、即ち所謂斤先人は健康保險に於ける事業主に非ざるを以て、斯くの如き事業に使用せらるゝ被保險者の保険料の負擔及納付は鑛業權者に於て、爲すべきものとす（昭和二年一月二十七日附保理第四九一號を以て保險部長より滋賀健康保險署長宛回答）

九 事業主ノ負擔スル保険料ト所得税トノ關係

事業主の負擔する保険料は事業主法人たる場合に在りては所得税法第四條第一項に依り各事業年度の總益金より控除すべき總損金に該當し、又事業主個人たる場合に在りては、同法第十四條第一項第六號に依り、前年中の總收入金額より控除すべき必要の經費即ち同法施行規則第七條に規定する收入を得るに必要な經費に該當するものとす（昭和二年七月八日附藏稅第一、九四九號を以て大藏次官より社會局長官宛回答）

一〇 同一ノ傷病ニ付保險給付法定期間滿了せる被保險者の保険料

同一の傷病に付保險給付法定期間滿了せる場合に於ても工場に使用せらるゝ者なる以上は被保險者なるを以て保険料を徵收すべきものとす（昭和四年十二月二十六日附保規第六六六號を以て保險部長より電化青海工場健康保險組合宛回答）

條 文

第七十三條 業務ノ性質上事故多キ事業ニ使用セララルル被保險者又ハ少額ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ勅令ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ割合ヲ増加スルコトヲ得

疑義なし

條 文

第七十四條 被保險者ノ負擔スヘキ保險料額ハ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ス、但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
前項ニ規定スル制限ヲ超エテ保險料ヲ徵收スルコトヲ要スル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ事業主ノ負擔トス

疑義解釋

一 法第七十四條第二項ノ趣旨

法第七十四條第二項の趣旨は同條第一項の規定に依る制限を超えて保險料を徵收することを要する事業の事業主の負擔たるべき趣旨とす、即ち施行令第九十五條第二項但書の規定に依り業務の種類に従ひ異なる保險料率を定めたる場合に於て、被保險者の負擔すべき保險料額にして法第七十四條第一項の規定に依る制限を超ゆるものあるときは當該事業の事業主に於て超過部分を負擔し、又保險料率を一般的に高めたる爲め之が保險料額が右規定に依る制限を超ゆるときは全部の事業主に於て超過部分を負擔すべき趣旨とす（昭和二年三月二十日附保理第六四六號を以て保險部長より長野健康保險署長宛回答）

條 文

第七十五條 健康保險組合ハ第七十二條若ハ前條ノ規定又ハ第七十三條ニ基キテ發スル勅令ノ規定ニ拘ラス其ノ規約ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ保險料額ノ負擔ノ割合ヲ増加スルコトヲ得

疑義なし

條 文

第七十六條 被保險者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ期間保險料ヲ徵收セ

- 一 傷病手當金又ハ出産手當金ノ支給ヲ受クルトキ
- 二 第六十二條第一項各號ノ一ニ該當スルトキ

疑義解釋

一 法第七十六條ト事業主ヨリ徵收スル保險料トノ關係

法第七十六條の場合に於ては、事業主よりも保險料を徵收せざるものとす

二 法第五十八條ノ規定ニ依リ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部ヲ受ケサル場合ト

此ノ期間ニ於ケル保險料

法第五十八條の場合に於て繼續して受くる報酬は傷病手當金又は出産手當金に代はるべきものと認めらるゝを以て同規定に依り傷病手當金又は出産手當

金の全部を受けざる場合と雖法第七十六條第一號に該當するものとす、故に其の期間の保險料は之を徵收せざるものとす（大正十五年十二月十日附保發

第三五〇號を以て保險部長より岩手健康保險署長宛回答）

三 法第四十五條但書ノ待期間ト保險料

法第四十五條但書の待期の間は傷病手當金を支給せざるを以て、其の期間の
保険料は之を徴收するものとす (昭和二年二月五日附保理第七一三號を
以て保険部長より東京府東京市本所區横網町一丁目二十番地江東工業會宛回
答)

四 傷病手當金ノ全部又ハ一部ノ支給ヲ停止シタル場合ニ於ケル保険料

被保險者闘争、泥酔若は著しき不行跡に依り、又は故意に危害豫防に關する
業務上の監督者の指揮に従はざるに因り、保險事故を生じたる場合に於て傷
病手當金の全部を支給せざりし場合に於ては保險料を徴收し又傷病手當金の
一部を支給せざる場合には保險料を徴收せざるものとす (昭和四年七月一日
附保理第一、八五五號を以て保険部長より大阪健康保險署長宛回答)

五 工場法ニ基ク休業扶助料ヲ受クル場合ト保險料

工場法に基く休業扶助料の如きは、之を健康保險の傷病手當金又は出産手當

金に代はるべきものと認め得ざるを以て、被保險者は傷病手當金を受けずし
て此の休業扶助料を受くるも之が爲保險料の負擔義務を免るゝことを得ざる
ものとす (大正十五年十二月十日附保發第三五〇號を以て保険部長より岩手
健康保險署長宛回答)

條 文

第七十七條 事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ負擔スヘキ保險料ヲ納付スル義務ヲ負
フ、但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ負擔スル保險料ニ付テハ此ノ限ニ在ラ
ス

疑義解釋

一 事業主ノ納付スヘキ保險料額

事業主は被保険者に支拂ふ報酬より控除したる被保険者の負擔する保険料の額の如何に拘らず保険料全額の納付義務あるものとす（昭和二年一月二十四日附保理第二一八號を以て保険部長より愛知健康保険署長宛回答）

二 被保険者資格取得届ノ遅延ニ係ル被保険者ノ保険料

被保険者資格取得届の遅延に係る被保険者と雖も、此の者に關する保険料は實際に被保険者の資格を取得したる日よりの分を事業主より徴收すべきものとす（昭和二年一月十五日附保理第二一七號を以て保険部長より釧路健康保険署長宛回答）

三 事業主カ被保険者ニ對シ支拂フヘキ報酬ナキ場合又ハ報酬ヲ支拂フモ保険料ヲ控除シ得サル場合ニ於ケル保険料納付ノ義務

事業主は被保険者に對し支拂ふべき報酬なき爲め保険料を控除し能はざる場合又は報酬を支拂ふも保険料を控除し得ざる場合と雖も被保険者の負擔する

保険料は之を被保険者に納付すべき義務あるものとす（昭和二年二月十四日附保理第五七八號を以て保険部長より東京毛織大垣健康保険組合宛回答）

四 被保険者資格喪失者ニ關スル保険料

被保険者の資格を喪失したる者に關する保険料にして事業主に於て當該被保険者たりし者に支拂ふ報酬より控除し得ざる場合と雖も事業主は之を組合に納付すべき義務あるものとす（昭和二年二月十八日附保理第六九六號を以て保険部長より東京毛織南千住健康保険組合宛回答）

條 文

第七十八條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ納付スヘキ保険料ヲ被保險者ニ支拂フヘキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

疑義解釋

一 事業主カ被保險者ニ對シ支拂フ報酬ヨリ控除スル保險料ノ控除ト他ノ控除金ノ控除トノ前後 (令九八條)

事業主が被保險者に對し支拂ふ報酬より保險料を控除する場合に於て該保險料の控除を他の控除金に先ちて爲すや否やは一に事業主の任意とす(昭和二年二月二十四日附保理第五七八號を以て保險部長より東京毛織大垣健康保險組合宛回答)

二 被保險者ノ受クル傷病手當金ト保險料ノ控除 (法四五條)

傷病手當金は事業主が支給すべきものに非ずして、保險者が支給すべきものなり、而して保險者の支給する傷病手當金の現金を事業主が被保險者に對し取次ぎて交付することありとするも事業主は健康保險法上當然には該傷病手

當金より被保險者の負擔すべき保險料を控除することを得ざるものとす

(昭和二年四月十八日附保理第一、八〇三號を以て保險部長より淺野セメン
ト川崎工場健康保險組合宛回答)

條 文

第七十九條 保險料ノ納付期日ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

疑義なし

第六章 審査の請求、訴願及訴訟

條 文

第八十條 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ第一次健康保險審査會ニ請求シ其ノ

決定ニ不服アル者ハ第二次健康保険審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

疑義解釋

一 法第八十條ノ審査請求者

健康保険組合又は地方長官は法第八十條の審査を請求することを得ざるもの
とす

二 健康保険審査會決定ノ效力

健康保険審査會に於てなしたる審査の決定が確定したるときは當該事件の當事者、即ち審査を請求したる者及保険給付の決定を爲したる健康保険署長又は健康保険組合を羈束するの效力を有するものとす（昭和二年十月五日附發保第九七號を以て社會局長官より健康保険署長、健康保険組合第一次健康保

險審査會々長、第二次健康保険審査會々長及第三次健康保険審査會々長宛回

答）

三

健康保険審査會ノ決定ニ不服アル爲メ通常裁判所ニ出訴スル場合ニ於ケル被告第二次健康保険審査會の爲したる保険給付に關する決定に不服ある者が通常裁判所に訴を提起する場合に於ける被告たるべき者は保險者が政府なるときは國にして、健康保険組合なるときは其の組合たるものとす、而して被告の代表は國なるときは其の主務官廳たる内務大臣又は其の指定官吏、組合なるときは其の組合の理事長たるものと思考せらる（昭和二年十月二十五日附民事第八、五四二號を以て司法次官より社會局長官宛回答）

條 文

第八十一條 保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ不服アル

モノハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

疑義なし

條 文

第八十二條 前條ノ規定ニ依ル訴願ノ提起アリタルトキハ主務大臣ハ第三次健康保險
審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スヘシ

疑義解釋

一 法第八十二條ノ審査ノ效力

法第八十二條ノ規定ニ依る健康保險審査會ノ審査は保險官署に於て爲す訴願
の裁決を拘束する效力なきものとす

條 文

第八十三條 健康保險審査會ノ組織及審査ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

疑義なし

條 文

第八十四條 第十一條ノ二ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行
政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

疑義なし

條 文

第八十五條 健康保險審査會ハ審査ノ爲メ必要アリト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ

訊問其ノ他ノ證據調ヲナスコトヲ得
證據調ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ノ區裁判所ニ之ヲ囑託スルコトヲ得
證據調ニ關シテハ民事訴訟法ノ證據調ニ關スル規定及民事訴訟費用法第九條及第
十一條乃至第十三條ノ規定ヲ準用ス、但シ健康保險審査會ノ爲ス證據調ニ關シテ
ハ罰金ノ言渡ヲナシ又ハ拘引ヲ命スルコトヲ得ス

疑義なし

條文

第八十六條 審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決
定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ審査ノ請
求ニ付テハ訴願法第八條第三項ノ規定ヲ、訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第五百十
八條第二項及第五百十九條ノ規定ヲ準用ス

疑義解釋

- 一 法第八十六條ノ三十日以内ノ日數ト郵便遞送日數（訴願法八條、一〇條）
法第八十六條に於て準用する訴願法第八條の期間内に郵便遞送日數を算入せ
ざるものなる關係上、法第八十六條の三十日以内の日數には郵便遞送日數を
算入せざるものと認むべきものとす（昭和二年八月六日附保理第二、九九九
號を以て保險部長より山口健康保險署長宛回答）
- 二 適法ノ期限ヲ經過シテ爲シタル審査ノ請求ト健康保險審査會ノ決定
適法ノ期限を經過してなしたる審査の請求と雖も之を以て直ちに無効と認む
るは妥當ならざるものにして、請求期限經過後のものと雖も宥恕すべき事由
ありと認め之を受理すべきや又は適當の手續に違反したるものとして、却下
すべきやは一應健康保險審査會に於て決定すべきものとす（昭和二年八月六

日附保理第二、九九九號を以て保険部長より山口健康保険署長宛回答)

條 文

第八十七條 正當理由ナクシテ第九條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ妨ケ又ハ其ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ答辯ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

疑義なし

條 文

第八十八條 第八條ノ規定ニ依ル保險者ノ請求アリタル場合ニ於テ正當ノ理由ナクシテ報告ヲ爲サス虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ文書ノ提示ヲ拒ミタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

疑義なし

條 文

第八十九條 健康保險組合ノ設立ヲ命セラレタル事業主正當ノ理由ナクシテ主務大臣ノ指定スル期日迄ニ設立ノ認可ヲ申請セサルトキハ其ノ手續ノ遅延シタル期間其ノ負擔スヘキ保険料額ノ二倍ニ相當スル金額以下ノ科料ニ處ス

疑義なし

條 文

第九十條 健康保險組合カ第三十七條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ處分ヲ拒ミ若ハ妨ケタルトキハ其ノ役員ヲ百圓以下ノ科料ニ處ス
本法ニ基キテ發スル健康保險組合ニ關スル勅令ニ於テハ組合カ之ニ違反シタル場

合ニ於テ其ノ役員ヲ百圓以下ノ科料ニ處スル規定ヲ設クルコトヲ得

疑義なし

條 文

第九十一條 前二條ノ科料ニ付テハ非訴事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

疑義なし

條 文

第九十二條 事業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令中事業主ニ適用スヘキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ

適用ス

疑義なし

條 文

第九十三條 事業主ハ其ノ代理人戸主、家族、同居者雇人其ノ他ノ従業者ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテナス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

疑義なし

二、健康保險法施行令

第一章 總 則

條 文

第一條 健康保險法第二條第一項ノ賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲クルモノヲ除ク

一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當

二 通勤手當

三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ資金、給料又ハ俸給ノ額ノ決定ニ影響ナキ

モノ

四 其ノ他内務大臣ノ指定スルモノ

疑義 解釋

一 施行令第一條ノ常時又ハ定期ニ受クル給與ノ意義

施行令第一條の「常時又は定期に受くる給與」とあるは事業に使用せらるゝ者が普通の場合に於て常時又は定期に受くる給與とす、故に入坑を普通とせざる者、臨時入坑し、入坑手當金を受くるも此の手當金は健康保險法に謂ふ報酬の範圍に屬せざるものとす

二 食料ノ廉價購買ノ利益ト報酬

被保險者が事業主より食料を廉價にて購買する利益にして勞務の對償と認むべきものは賃金等の額の決定に影響あると否とに拘らず賃金等に準すべきもの、範圍に屬するものとす（大正十五年十一月六日附保理第一三一號を以て保險部長より岩手健康保險署長宛回答）

三 勞務ノ對償トシテ事業主ヨリ供給ヲ受クル食事ト報酬

事業に使用せらるゝ者が勞務の對償として、事業主より供給を受くる食事は健康保險に所謂報酬範圍に屬するものとす（昭和二年六月三十日保理第一

、七〇〇號を以て保険部より三重縣鈴鹿郡關町石川組中村製絲所保險掛宛回答)

四 職工ノ賄ト報酬中給料等ニ準スルモノ

工場に於て寄宿せる職工の賄を工場主が是等の職工全體に月額十六圓(職工一人に付)を以て請負はしめ、而して此の十六圓の中六圓を職工に負擔せしめ、残十圓を工場主に於て負擔するもの、如きは此の工場主に於て負擔する部分は施行令第一條の『其の他の利益』に該當するものとす、故に報酬日額は之を加算して算定すべきものとす(大正十五年十月二十八日附保發第八〇號を以て保險部長より千葉健康保險署長宛回答)

五 報酬ト年末賞與

健康保險に所謂報酬には年末賞與を含まざるものとす(大正十五年十二月四日附保發第二五三號を以て保險部長より函館健康保險署長宛回答)

六 毎月受クル皆勤賞ト報酬

毎月受くる皆勤賞は健康保險の報酬の範圍に屬するものとす(昭和二年三月十一日附保理第一、一七九號を以て保險部監理課より東京府本所區中ノ郷業平町二十八番地塚田平吉宛回答)

七 毎年一月、四月、七月及十月ニ支給スル賞與ト報酬ノ範圍

會社が其の使用する者に對し、給料を支給せずして、其の代り賞與を支給すること、し其の賞與は會社の拂込濟資本額に對し、年一割迄の利益あるときは年額六百六十四圓を年二割迄の利益あるときは年額七百八十圓を、年三割以上の利益あるときは年額千圓を毎年一月、四月、七月及十月に分ちて支給するが如き制度は、即ち三月を超えざる期間毎に支給する賞與なるを以て健康保險に所謂報酬の範圍に屬するものとす、殊に年額六百六十圓の賞與は會社が拂込濟資本額に對し利益なき場合に於ても支給するものとせば、名義及

支給期間の如何に拘らず、之を給料と看做すべきものとす（昭和二年二月二十一日附保理第七一七號を以て保険部長より秋田健康保険署長宛回答）

八 家族手當金ト報酬

毎月支給する家族手當金は健康保険に於ける報酬の範圍に屬するものとす（昭和二年一月三十一日附保理第五三四號を以て保険部長より服部櫻田健康保険組合宛回答）

九 獨身鑛夫合宿所ニ於ケル世話料、坑外運搬責任者ニ給與スル捨硬函數ニ對スル手當及坑内運搬夫責任者ニ給與スル坑内繰込手當ト報酬（法二條）

獨身鑛夫合宿所に於ける世話料、坑外運搬人夫の責任者に給與する捨硬函數に對する手當、坑内運搬人夫の責任者に給與する坑内繰込手當の如きは施行令第一條に所謂『常時に受くる給與』に該當するものとす（昭和二年十月十日附保理第三、五〇五號を以て保険部より福岡縣遠賀郡香月村大辻岩屋炭

礦株式會社總務部會計係宛回答）

一〇 當宿直料ト報酬

工場又は事業場に於ける當宿直料は當宿直者が執務時間外工場又は事業場の取締に任ずるが爲事業主より受くるものにして法第二條に所謂『勞務の對價』に該當するものと認めらる而して之を常時的に支給を受くる場合に於ては健康保険の報酬に包含せらるべきものとす（大正十五年十一月二十六日附保發第二五六號を以て保険部長より熊本縣熊本市熊本電氣株式會社宛回答）

條 文

第二條 賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ全部又ハ一部カ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ保險官署ノ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス前項ノ標準價額ハ其ノ地方ノ時價ニ依リ之ヲ定ム

健康保険組合ハ第一項ノ規定ニ拘ラス規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

疑義解釋

一 施行令第二條第三項ニ依リ別段ノ定ヲ爲シ得ヘキ事項

施行令第二條第三項ノ規定に依り規約を以て定め得べき別段の規定とは賃金
給料又は俸給に準すべきもの、給與其他の利益の標準價格に關する事項に
限るものとす（大正十五年十二月二十二日附保發第四一號を以て保險部より
埼玉縣北足立郡奥野町大字上落合九百九十二番地渡邊綱治宛回答）

條文

第三條 健康保險法第三條第一項ノ標準増酬ハ被保險者ノ報酬日額ニ基キ左ノ區別ニ
依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬日額	報酬日額
第一級	三十錢	三十五錢 未滿
第二級	四十錢	四十五錢 未滿
第三級	五十錢	五十五錢 未滿
第四級	六十錢	六十五錢 未滿
第五級	七十錢	七十五錢 未滿
第六級	八十錢	八十五錢 未滿
第七級	一圓	一圓十五錢 未滿
第八級	一圓三十錢	一圓四十五錢 未滿
第九級	一圓六十錢	一圓七十五錢 未滿

第十級	一圓九十錢	一圓七十五錢以上
第十一級	二圓二十錢	二圓五錢以上
第十二級	二圓五十錢	二圓三十五錢以上
第十三級	二圓八十錢	二圓六十五錢以上
第十四級	三圓十錢	二圓九十五錢以上
第十五級	三圓五十錢	三圓二十五錢以上
第十六級	四圓	三圓七十五錢以上

疑義解釋

一 報酬ヲ受ケサル被保險者ノ標準報酬

工場法適用工場に使役せらるゝ者にして報酬を受けざる被保險者の標準報酬

日額は三十錢とす故に之が等級は第一級とす（昭和三年一月三十日附庶發第九十二號を以て保險部大阪出張所長より滋賀健康保險署長宛回答）

二 工場ニ於テ數人ノ被保險者ノ報酬ヲ一人ノ被保險者ノ報酬ト看做シテ支給スル場合ト報酬日額（法一三條、令五條）

職工が其の妻又は子女を常時工場に伴ひ自己の手傳として業務に従事せしむるときは、其の妻又は子女は工場に使用せらるゝ者と謂ふべく、隨て被保險者の資格を有する者なるが故に工場に於て右の職工の稼高と其の妻又は子女の稼高とを合し、之を右の職工一人の稼高と看做して、該職工に支給すると雖報酬日額は是等の者各別に定むべきものとす（大正十五年十一月十九日附保發第二二一號を以て保險部長より千葉健康保險署長宛回答）

條 文

第四條 標準報酬ハ毎年六月一日ノ現在ニ依リ之ヲ定メ七月一日ヨリ翌年六月三十日迄其ノ効力ヲ有ス、但シ被保険者ノ資格ヲ取得シタル際ニ於ケル標準報酬ハ其ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定メ其ノ日ヨリ六月二十日迄其ノ効力ヲ有ス被保険者ノ報酬ニ著シキ増減アリタルトキハ保険者ハ前項ノ規定ニ拘ラス標準報酬ノ變更ヲ爲スヘシ

健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラス引續キ從前ノ標準報酬ニ依ル

健康保險組合ハ第一項ノ規定ニ拘ラス標準報酬ノ決定ニ關シ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

疑義解釋

一 六月一日ヨリ同月三十日迄ニ資格ヲ取得シタル被保険者ノ標準報酬有効期間

施行令第四條第一項の場合に於て六月二日より同月三十日迄の間に於て被保険者の資格を取得したる者の標準報酬は翌年六月三十日迄其の効力を有するものとす

二 六月一日ニ資格ヲ取得シタル被保険者ノ標準報酬決定

施行令第四條第一項の場合に於て六月一日に被保険者資格を取得したる者に付ては、其の日の現在に依り其の日より其の年六月三十日迄有効の標準報酬を決定するの外其の年七月一日より翌年六月三十日迄有効の標準報酬をも決定すべきものとす

三 標準報酬ノ決定現在日後有効期間開始日前ニ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ對スル傷病手當金又ハ出産手當金ノ額

新標準報酬決定現在日たる六月一日を經過せし、場合と雖も新標準報酬の有効期間開始日たる七月一日前に被保険者の資格を喪失したる者に付ては、新

標準報酬決定は當然消滅すべきものなり故に七月一日以降の傷病手當金と雖も被保險者たりし當時の標準報酬（即ち從來の標準報酬）に依り計算すべきものとす
出產手當金に付ても亦同じ（昭和二年九月二十三日附保理第三、四一〇號を以て保險部長より福岡健康保險署長宛回答）

四 改定標準報酬決定後之カ實施前ニ任意繼續被保險者ト爲シタル者ノ標準報酬改定標準報酬決定後之カ實施前に法第二十條の規定に依る被保險者となりたる者の標準報酬は從來の標準報酬に依るものにして改定の標準報酬に依るものに非ず（昭和二年十一月十一日附保理第三、六七〇號を以て保險部長より長野健康保險署長宛回答）

五 標準報酬ノ變更ヲ爲スヘキ場合
施行令第四條第二項の規定に依り標準報酬の變更を爲すべき場合は報酬の増加又は減少が繼續的（増給、減給等の如し）なる場合に限るものとす（昭和

二年四月十八日附保理經第七七四號を以て保險部長より新潟健康保險署長宛回答）

條 文

第五條 第二條ニ規定ナル被保險者ノ報酬日額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

- 一 一年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル年額ノ三百六十分ノ一
- 二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル月額ノ三十分ノ一
- 三 前二號ノ外一定ノ期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル其ノ報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額
- 四 日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日前

三月間ニ受ケタル額ノ九十分ノ一、但シ現ニ使用セラルル事業ニ於テ報酬ヲ受ケタル期間三月ニ滿チサルトキハ其ノ地方ニ於テ同様ノ作業ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受ケル被保險者ノ報酬ニ付キ本號ノ規定ニ依リテ算定シタル額

五 前四號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ標準報酬決定ノ日前一年間ニ於テ受ケタル額ノ三百六十分ノ一但シ現ニ使用セラルル事業ニ於テ報酬ヲ受ケタル期間三百六十日ニ滿チサルトキハ其ノ受ケタル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額

六 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

七 同時ニ二以上ノ業務ニ於テ報酬ヲ受ケタル場合ニ於テハ各業務ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額被保險者ノ報酬日額カ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ算定シタル額カ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定

ニ拘ラス保險者ニ於テ適當ノ方法ニ依リ之ヲ算定スヘシ
 保險者カ健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

疑義解釋

一 勞務供給契約ニ基キ使用セラルル者タル被保險者ノ報酬日額
 勞務供給契約に基き使用せらるゝ者たる被保險者の日額は被保險者が勞務供給者より現に受くる報酬の額に依り算定するものとす

二 施行令第五條ノ三月間及一年間ノ意義
 施行令第五條第一項第四號の『三月間』及同項第五號の『一年間』とあるは曆に依りて計算したる期間を謂ふものとす、例へば、第四號の場合に於て標準報酬決定の日を十一月一日とせば其の年八月一日より十月三十一日に至る

期間を、六月一日とせば其の年三月一日より五月三十一日に至る期間を謂ひ又第五號の場合に於て標準報酬決定の日を十一月一日とせば前年十一月一日より其の年十月三十一日に至る期間を謂ふが如し（大正十五年八月五日附理第一一號を以て保険部長より某炭礦鑛業代理人宛回答）

三 施行令第五條ノ其ノ地方ノ範圍

施行令第五條第一項第四號但書の「其地方」の範圍は個々の場合に於て社會通念に依り決するの外なきものとす（大正十五年八月二十三日附保收第一六號を以て保険部長より福岡鑛山監督局長宛回答、昭和二年五月十三日附保收理第二二五一號を以て某工場事務所宛回答）

四 施行令第五條ノ同様ノ作業ノ意義

施行令第五條第一項第四號但書の「同様の作業」とは被保険者が工場又は事業場に於て使用せらるゝ業務の種類と同じきものを謂ふものとす、例へば旋

盤工と旋盤工採炭夫と採炭夫の如し（大正十五年八月二十三日附收保第一六號を以て保険部長より福岡鑛山監督局長宛回答）

五 施行令第五條ノ同様ノ報酬ノ意義

施行令第五條第一項第四號但書の「同様の報酬」とあるは日又は時間を以て報酬を定むる場合に於ては一日又は一時間の報酬額が一致するもの、稼高又は請負を以て報酬を定むる場合に於ては、稼高又は請負の一定分量當りの報酬額が一致するものを謂ふものとす（大正十五年八月二十三日附收保第十六號を以て保険部長より福岡鑛山監督局長宛回答）

六 施行令第五條ノ「著シク不當ナルトキ」ノ基準

施行令第五條第一項第七號の「著しく不當なるとき」とは同條第一項各號の規定に依り算定したる額と、其の地方に於て同様の作業に従事し、同様の能力を有する被保険者の報酬日額とを對照し標準報酬等級に於て一級以上の差

違を生ずべき場合を謂ふものとす（昭和五年二月八日附保規第二二八號を以て保險部長より明治鑛業赤池健康保險組合宛回答）

條 文

第五條ノ二 健康保險法第十一條第一項ノ規定ニ依リ保險料其ノ他同法ノ規定ニ依ル徵收金納付ノ督促ヲナサントスルトキハ保險者ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スヘシ

督促狀ヲ發シタルトキハ督促手数料トシテ十錢ヲ徵收ス

疑義なし

條 文

第五條ノ三 前條ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徵收金額百圓ニ付一日三錢ノ割引ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徵收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ

依リ計算シタル延滞金ヲ徵收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付酌量スヘキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 納入ノ告知書一通ノ徵收金額五圓未滿ナルトキ

二 納期ヲ繰上ケ徵收ヲ爲ストキ

三 納付義務者ノ住所及居所カ帝國內ニ在ラサル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲メ公示ノ通達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲナシタルトキ

督促狀ニ指定シタル期限迄徵收金及督促手数料ヲ完納シタルトキハ延滞金ヲ徵收

セス

疑義なし

條 文

第六條 健康保險法又ハ本令規定ニ依リ事業主カ内務大臣ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ於

テ政府カ事業主ナルトキハ内務大臣ノ承認ヲ受クヘシ

疑義なし

條文

第七條 政府ノ事業ニ使用セララル被保險者カ健康保險法ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受

クヘキ場合ニ於テ内務大臣ノ指定シタル共濟組合ヨリ其ノ保險給付ニ相當スル給付ヲ受クルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ保險給付ヲ爲サス

前項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル共濟組合ハ左ノ要件ヲ具フルモノニ限ル

一 健康保險法ノ規定ニ依ル保險給付ト同種給付ヲナスコト

二 給付ニ要スル費用ニ付政府カ健康保險法ノ規定ニ依ル國庫及事業主ノ負擔ト同

一ノ割合ヲ下ラサル負擔ヲ爲スコト

疑義解釋

一 施行令第七條ノ同種ノ給付ノ意義

施行令第七條第二項第一號の「同種の給付」とあるは健康保險法の規定に依る給付たる療養、療養費、傷病手当金、埋葬料、埋葬費、分娩費、出産手当金、産院收容及助産の手當に相當する種類の給付を謂ふものとす

二 施行令第七條ノ給付ニ要スル費用ノ意義

施行令第七條第二項第二號の「給付に要する費用」とあるは健康保險の被保險者に對してなす保險給付に相當する給付に要する費用とす

條文

第八條 前條ノ規定ニ依リ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ受ケサル者ニ付テハ保險料ハ其

ノ程度ニ應シ之ヲ減額シ又ハ之ヲ徴收セヨ

疑義なし

條文

第二章 被保險者

第九條 臨時ニ使用セラルル者ノ中左ニ掲クル者ハ健康保險法第十三條但書又ハ第十

五條第二項ノ規定ニ依リ被保險者タラサルモノトス但シ第一號ニ該當スル者所定

ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ第二號若ハ第三號ニ該當

スル者三十日ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 六十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者

二 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラルル者

三 日々雇入レラルル者

四 各前號ニ掲クルモノノ外内務大臣ノ定ムル者

疑義解釋

一 施行令第九條ノ所定ノ期間ノ意義

施行令第九條の『所定の期間』とあるは契約して定めたる期間を謂ふものとす

二 施行令第九條ノ勞務供給契約ノ範圍

施行令第九條第二號の勞務供給契約には事業本來の作業の請負契約をも含むものとす

三 施行令第九條第一項第二號前段及第三號該當者ノ被保險者トナル場合

施行令第九條第一項第二號前段及第三號該當者は連続して三十日間勞務に服

し仍引續き勞務に服したるときは被保險者の資格を取得するものとす、尙此の場合に於ては工場又は事業場に於ける公休日は勞務に服したるものと看做し右の日數の計算に加ふるものとす（昭和三年三月三十日附保理第三〇二號を以て保險部長より東京健康保險署長宛回答）

四 施行令第九條第一項第二號後段該當者ノ被保險者ト爲ル場合

施行令第九條第一項第二號後段該當者は使用せらるゝに至りたる日より三十日の期間を超え引續き勞務に服したるときは被保險者の資格を取得するものとす（昭和三年三月三十日附保理第三〇二號を以て保險部長より東京健康保險署長宛回答）

五 人夫供給者ノ手ヲ經テ雇入レラルル者ト被保險者

人夫供給者の手を経て日々雇入れらるゝ者の中同一人が三十日を超えて引續き雇入れられたる場合に於ては其の者は右の三十日を超えたる日より被保險

者たるものとす（昭和二年二月五日附保理第七一三號を以て保險部長より東京府東京市本所區横網町一丁目二十番地江東工業會宛回答）

六 工場法適用前ヨリ使用セラルル者ニシテ使用期間ノ定メナキ者又ハ試ニ使用セラルル者ノ被保險者ト爲ル條件タル期間ノ起算日

工場法適用前より工場に使用せらるゝ者にして使用期間の定なき者又は試に使用せらるゝ者と雖も其の使用せらるゝに至りたる日より三十日を超えて引續き使用せらるゝに至りたるときは被保險者と爲るものとす、即ち右の三十日の期間は工場法適用の日より起算すべきものに非ざるものとす（昭和三年十月二十三日附保理第二、七八一號を以て保險部長より福井健康保險署長宛回答）

第十條 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タラムトスル申請ハ被保險者ノ資格喪失シタル日（繼續シテ保險給付ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日）ヨリ十日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ保險者ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ノ申請ト雖モ之ヲ受理スルコトヲ得

疑義なし

第三章 健康保險組合

第一節 組合ノ設立

條 文

第十一條 事業主健康保險組合ヲ設立スル爲メ、健康保險法第二十九條ノ同意ヲ求ム

ル場合ニ於テハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ同條ノ被保險者（健康保險法第三十條ノ場合ニ在リテハ被保險者トナルヘキ者）全部ニ送付スヘシ

- 一 組合員タルヘキ者ノ範圍
- 二 組合ノ組織ノ概要
- 三 保險料ノ概要
- 四 保險給付ノ概要
- 五 其ノ他事業計畫ノ概要

疑義なし

條 文

第十二條 規約ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

- 一 組合ノ名稱

- 二 事務所ノ所在地
- 三 組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地
- 四 公示ノ方法
- 五 其ノ他組合ニ關シ重要ナル事項

疑義なし

條 文

第十三條 組合ハ其ノ名稱中ニ健康保險組合ナル文字ヲ用フヘシ

健康保險組合ニ非サルモノハ其ノ名稱中ニ健康保險組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ス

疑義解釋

一 事業主ノ名稱變更ト組合ノ名稱變更トノ關係

事業主の名稱變更せらるゝと雖も組合の名稱は當然變更せらるゝものに非ず、即ち組合の名稱の變更は規約變更の手續を要すべきものとす（昭和三年五月十日附保理第一、二九四號を以て保險部長より三菱内燃機名古屋健康保險組合宛回答）

條 文

第十四條 組合設立ノ際ニ於テハ保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ事業主之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

疑義解釋

一 組合ノ保險料率ノ認可

組合の保険料率は當初認可を受けたるものを變更せざる限りは毎年度更めて認可を受くることを要せざるものとす

二 保険料率ト規約

保険料率は規約に規定するの必要なきものとす（大正十五年十月二十七日附
保理第四六號を以て保険部より宮城県名取郡長町旭紡織株式會社仙臺工場宛
回答）

條 文

第十五條 組合設立ノ認可ヲ爲シタルトキハ内務大臣ハ左ノ事項ヲ告示スヘシ

- 一 組合名稱
- 二 事務所ノ所在地
- 三 組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地

四 認可ノ年月日

前項各號ノ事項ニ關スル規約ノ變更ヲ認可シタルトキハ内務大臣ハ其ノ事項ヲ告示スヘシ

疑義なし

條 文

第十六條 組合設立ノ認可アリタルトキハ事業主ハ遲滯ナク規約ヲ公示スヘシ規約ノ變更アリタルトキ亦同シ

疑義解釋

- 一 組合ノ規約變更ノ公示者
施行令第十六條後段の規定に依る組合の規約變更の公示は理事に於て之を爲

すものとする

二 規約變更公示ノ時期

規約變更の公示は變更の認可ありたる後に於て之をなすものとする（昭和三年

二月九日附保理第一九一號を以て保險部長より北嶺健康保險組合宛回答）

三 行政區劃變更等ニ伴フ規約ノ記載更訂ト公示

市町村の廢置分合、境界變更、大字名改稱、地番變更其の他行政區劃の變更ありたるに伴ひ規約に規定する組合事務所の所在地又は事業の所在地若は健康保險法第三十三條の規定に依り一事業と看做したる作業の所在地に變更ありたる場合に於て、規約中右の事項を更訂したるときは、即ち規約變更ありたるものなるを以て理事は施行令第十六條後段の規定に依り遲滞なく公示すべきものとする（昭和三年三月十五日附保發第一五三號を以て保險部長より各健康保險組合宛通牒）

條 文

第十七條 組合設立ノ認可アリタルトキハ事業主ハ遲滞ナク組合會ヲ召集シ組合設立

ノ經過、保險料率及初年度ノ收入支出豫算其ノ他重要ナル事項ヲ報告スヘシ

疑義なし

條 文

第十八條 組合設立後理事就職ニ至ル迄ハ事業主理事ノ職務ヲ行フ

疑義解釋

一 理事職務執行者ノ代理人

組合に於て理事就職に至る迄の理事職務執行者たる事業主に付ては代理人を

置き得べきことを認めたる規定なきを以て事業主自ら理事の職務の執行に當るべきものとす（昭和二年一月十三日附保理第二九五號を以て保険部より東京府南葛飾郡大島町六丁目東京鋼材株式會社常務取締役松田貞治郎宛回答）

第二節 組合の會議

條 文

第十九條 組合ニ組合會ヲ置ク

組合會ハ組合會議員ヲ以テ組織ス

疑義なし

條 文

第二十條 議員ノ定數ハ十二人以上ノ偶數トシ其ノ半數ハ事業主ニ於テ事業主（若ハ其ノ代理人）及其ノ事業ニ使用セラルル者ノ中ニ就キ之ヲ選定シ他ノ半數ハ被保險者タル組合員ニ於テ之ヲ互選ス

疑義解釋

一 事業主タル組合會議員

組合に於て事業主が其の事業主自身を組合會議員に選定する場合に於て事業主法人なるときは該法人其のものを選定するものなるを以て此の場合の議員は法人の名稱と同一のものとす（昭和二年二月二日附保發第九九號を以て保険部長より各健康保險組合宛通牒）

二 組合ノ設立アル事業ニ使用セラルル者タル組合ノ選定議員カ事業ニ使用セラレサルニ至リタル場合ノ議員ノ資格

組合に於て組合の設立ある事業に使用せらるゝ者が事業主より選定を受け議員と爲りたる後其の事業に使用せられざることとなりたるときは當然議員の資格を失ふものとす

三 組合ノ互選議員カ被保険者タラサルニ至リタル場合ノ議員ノ資格

組合に於て被保険者たる組合員より互選せられたる議員が被保険者たらざるに至りたるときは當然議員の資格を失ふものとす

四 組合ノ設立アル事業ノ事業主變更ノ場合ト舊事業主ニ於テ選定シタル議員ノ資格

健康保険組合の設立ある事業の事業主に變更ありたる場合と雖も、舊事業主に於て選定したる議員の資格は其の儘存続するものとす、但し議員は其の職を辭することを妨げざるものとす（昭和三年十一月二十七日附保理第二八五號を以て保険部長よりヤマサ健康保険組合宛回答）

五 組合ノ組合會議員ノ選舉ト刑法施行法第二十五條トノ關係

組合の組合會議員の選舉に付ては刑法施行法第二十五條の規定に依る舊刑法第二編第四章第九節の規定は適用あるものと思考せらる（昭和二年二月二十八日附刑事第九六三號を以て司法次官より社會局長官宛回答）

條 文

第二十一條 議員就職シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公示スヘシ議員退職又ハ死亡シタルトキ亦同シ

疑義解釋

一 被保険者タル組合會議員カ工場轉勤ノ場合ト組合會議員ノ資格（法一三條、一五條、一七條、一八條）

組合會議員たる被保険者が同一事業主の甲の工場又は事業場より乙の工場又は事業場に轉勤したる場合に於ては被保険者の資格は甲の工場又は事業場に於て一旦喪失し、乙の工場又は事業場に於て更に取得するものなるが、故に組合會議員の資格も甲の工場又は事業場に於て被保険者の資格喪失と同時に失ふものとす（昭和二年四月六日附保理第九四八號を以て保険部長より各健康保險組合宛通牒但し保險部大阪出張所分掌區域内の組合に對しては保險部大阪出張所長より通牒）

二 選舉ニ依ル議員ノ就職日ト選舉執行ノ日 （規約例九條、一七條）

選舉に依る議員の就職の日と選舉執行の日とは必ずしも、一致すべきものに非ず、即ち當選者の當選辭退申立期間を規約に規定する組合に在りては、當選承諾の旨を申出てたる場合に在りては、其の日を以て議員に就職したるものと見るべく、又當選承諾の旨を申出でざる場合に在りては右の當選辭退申

立期間満了の日の翌日を以て議員に就職したるものと看做すべきものとす、但し任期は總選舉の日より起算すべきことは勿論とす（昭和二年十二月八日附保發第一、〇四〇號を以て保険部長より各健康保險組合宛通牒）（但書は互選議員の任期を總選舉の日より起算する旨を規約に規定する組合を指したるものなり）

條 文

第二十二條 議員ノ選舉ハ無記名投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

疑 義 な し

條 文

第二十三條 選舉人タル組合員議員ノ選舉又ハ當選ノ効力ニ關シ異議アルトキハ第二十一條ノ公示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ理事ニ申立ツルコトヲ得
 前項ノ申立アリタルトキハ理事ハ二十日以内ニ之ヲ組合會ノ決定ニ付シ其ノ決定アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ公示スヘシ
 前項ノ決定ニ不服アル者ハ決定アリタル日ヨリ三十日以内ニ監督官廳ニ訴願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ健康保險組合ヲ訴願法ノ規定ニ依ル行政廳ト看做ス
 議員ハ第二項ノ決定又ハ前項訴願裁決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス

疑義なし

條文

第二十四條 本令ニ規定スルモノノ外議員ノ定數、資格、任期選定及選舉ニ關スル事

項ハ規約ノ定ムル所ニ依ル

疑義解釋

一 互選議員カ選出セラレタル選舉區以外ノ選舉區ニ轉シタル場合ト議員ノ資格
 (規約例第八條)

互選議員が選出せられたる選舉區以外の選舉區に轉すると雖斯かる場合に議員たる資格を喪失すべき旨を規約に規定なきときは其の者は依然として議員たるものとす(昭和三年二月六日附保理第二五九號を以て保險部長より日本毛織名古屋工場健康保險組合宛回答)

二 議員ノ總選舉執行ノ日

互選議員の任期を總選舉の日より起算する旨を規約に規定する組合に在りては、互選議員任期満了の爲の總選舉は任期満了の翌日以後に非ざれば之を執

行し得ざるものとす（昭和二年十二月八日附保發第一、〇四〇號を以て保險部長より各健康保險組合宛通牒）

三 組合會議員ノ任期ト理事ノ任期トカ同シキ場合ニ於ケル理事ノ任期満了ノ日（規約例第九條三四條）

組合會議員の任期と理事の任期と同じきものにして議員の總選舉を爲したる日より後れて理事の選舉を爲したるものに在りては、理事の任期の最終日と議員の任期満了の日と一致せざることとなるも此の場合に於ては理事の任期は議員の任期満了の日を以て満了するものと解すべきものとす（昭和二年三月二十四日附保理第一、二〇六號を以て保險部長より各健康保險組合宛通牒）

四 規約ヲ變更シ議員又ハ理事ノ任期ヲ延長シタル場合ト現任ノ議員又ハ理事ノ員期

規約を變更し議員又は理事の任期を従来よりも長期間に変更したるときは現任の議員又は理事の任期は當然延長せられたるものとす（昭和三年五月四日附收保第四四四號を以て保險部長より三井山野健康保險組合宛回答）（但し現任の議員又は理事の任期は従來の規定に依る旨を規約に規定したる場合は任期延長せざること勿論たり）

五 事業主ノ職制變更ト組合ノ組合會議員選舉區名稱變更トノ關係

事業主の職制變更せらるゝと雖も組合の組合會議員選舉區の名稱は當然變更せらるゝものに非ず、即ち組合會議員選舉區の名稱變更は規約の變更手續を要すべきものとす（昭和三年五月十日附保理第一、二九四號を以て保險部長より三菱内燃機名古屋健康保險組合宛回答）

條 文

第二十五條 組合會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

- 一 收入支出ノ豫算
- 二 事業報告及決算
- 三 收入支出豫算ヲ以テ定ムルモノノ外新ナル義務ノ負擔又ハ權利ノ拋棄
- 四 準備金管理方法
- 五 準備金其ノ他重要ナル財産ノ處分
- 六 組 合 債
- 七 規約ノ變更
- 八 保險料率
- 九 訴訟訴訟ノ提起及和解
- 十 其ノ他重要ナル事項

疑義解釋

- 一 事業報告及決算ニ關スル組合會ノ議決ノ意義
 施行令第二十五條の『議決』とあるは同條第二號の事項たる事業報告及決算
 に付ては認定の意義とす

條 文

第二十六條 組合會ハ組合ノ事務ニ關スル書類ヲ檢閲シ、理事ノ報告ヲ請求シ又ハ事
 務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得

組合會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ前項ノ組合會ノ權限ニ屬スル事項ヲ行ハシムル
 コトヲ得

疑義解釋

一 施行令第二十六條ノ事項ヲ組合會ニ付議スル發案權

施行令第二十六條の規定に依り、組合の事務に關する書類の檢閲、理事に對し報告の請求若は組合の事務の管理議決の執行及出納の検査を爲すこと又は議員中委員を選擧して右の事項を行はしむることを組合會の會議に付する發案權は理事之を有するものに非ずして組合會自身が之を有するものとす
(昭和二年三月二日附保發第二〇〇號を以て保險部長より各健康保險組合宛通牒但し保險部大阪出張所分掌區域内の組合に對しては保險部大阪出張所長より通牒)

條 文

第二十七條 組合會ハ理事之ヲ招集ス

議員定數ノ三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ組合會招集ノ請求ヲ爲

シタルトキハ理事ハ七日以内ニ之ヲ招集スヘシ

組合會ノ招集ハ會議ノ目的タル事項ヲ示シ急施ヲ要スル場合ヲ除クノ外開會ノ日

ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ爲スヘシ

前二項ノ期間ニ付テハ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

組合會開會中急施ヲ要スル事項アルトキハ理事ハ直ニ之ヲ其ノ會議ニ付スルコトヲ得

組合會ハ理事之ヲ開閉スル

疑義なし

條 文

第二十八條 組合會ノ議長ヲ以テ之ニ充ツ

理事長故障アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ行フ

互選セラレタル者ヲ以テ之ニ充ツ議長ハ會議ヲ總理シ議場ノ秩序ヲ保持ス

第二十八條

疑義なし

條文

第二十九條 組合會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

但シ第三十二條ノ除外ノ爲半數ニ滿チサルトキハ此ノ限ニ在ラス

疑義解釋

一 施行令第二十九條但書ノ意義

施行令第二十九條の但書は定足數を得て會議を開きたる後に於て第三十二條の除外の爲其の定足數を缺くることあるも之が爲會議の續行を妨げざること
を規定したるものとす

條文

第三十條 組合會ノ議事ハ出席議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

疑義解釋

一 組合會議長ノ議員トシテノ議決權 (令二八條)

組合の組合會の議長は其の職務を行ふ場合に於ても之が爲め議員として議決に加はるの權を失はざるものとす

條文

第三十一條 規約變更ノ議事ハ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス

疑義なし

條文

第三十二條 議長及議員ハ其ノ一身上ニ關スル事項ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ス

但シ組合會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

疑義解釋

一、施行令第三十二條ノ一身上ノ範圍

第三十二條 組合會議員の當選の効力異議申立決定の會議に於て該事件の當選者たる議員は其の事件に付施行令第三十二條の「一身上に關する事項」に該當する事項に該當するものとす

條文

第三十三條 議員ハ自ラ會議ニ出席シ表決ヲ爲スヘシ病氣其他己ムヲ得サル事由ニ因リ會議ニ出席スルコト能ハサル議員ハ規約ノ定ムル所ニ依リ豫メ書面ヲ以テ出席議員ニ委任シテ表決ヲ爲スコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ之ヲ會議ニ出席シタルモノト看做ス

疑義解釋

一 組合會議員ノ表決委任方法

組合會の會議に出席すること能はざる議員が出席議員に表決を委任する場合に於て會議の目的たる事項に對する賛否を受任者の任意と爲すことに委任するも違法にあらざるものとす

二 委任表決議員アル組合會ノ會議ニ於ケル急施事項付議

出席議員に委任して表決を爲す議員ある組合會の會議にして其の會議は委任表決を爲す議員を定足數に加へたるが爲開會し得たるものなるときは開會中急施を要する事項ありと雖、之を該會議に付議することを得ざるものとす

三 組合會議員ノ職務執行ト民法ノ能力ニ關スル規定

組合會議員の職務執行上の行爲等に付ては法令に何等の明文なきを以て民法の能力に關する規定は適用なきものとす（大正十五年十一月十日附保發第一八〇號を以て保險部長より栃木縣下都賀郡日光町古河電氣工業株式會社日光電氣精銅所中鉢常吉宛回答）

條 文

第三十四條 組合員ハ規約ニ定ムル特別ノ場合ヲ除クノ外組合會ノ會議ヲ傍聽スルコ

トヲ得

疑義なし

條 文

第三十五條 議員ハ其ノ職務ノ爲要スル旅費ノ支給ヲ組合ヨリ受クルコトヲ得

被保險者タル議員其ノ職務ヲ行フニ因リ平常ノ業務ニ對スル報酬ヲ受クルコトヲ得

疑義なし

第三節 組合の役員

條 文

第三十六條 組合ニ理事ヲ置ク

理事ノ定數ハ四人以上ノ偶數トシ其ノ半數ハ事業主ノ選定シタル議員ニ於テ、他ノ半數ハ被保險者タル組合員ノ互選シタル議員ニ於テ之ヲ互選ス
理事ノ中一人ヲ理事長トシ事業主ノ選定シタル議員タル理事中ニ就キ理事之ヲ選舉ス

疑義解釋

一 組合ノ理事ノ選舉

理事の選舉を組合會たる機關に於て執行するは違法とす（昭和二年二月二十四日附保發第一八三號を以て保險部長より各健康保險組合宛通牒）

二 組合ノ理事カ議員タラサルニ至リタルトキノ理事ノ資格

組合の理事が議員たらざるに至りたるときは當然理事の資格を失ふものとす

三 組合ノ理事ノ選舉ト刑法施行法第二十五條トノ關係（刑法施行法二五條）

組合の理事の選舉に付ては刑法施行法第二十五條の規定に依る舊刑法第二編第四章第九節の規定は適用あるものと思考せらる（昭和二年二月二十八日附刑事第九六三號を以て司法次官より社會局長官宛回答）

四 組合ノ理事長ノ選舉

理事長の選舉を組合會たる機關に於て執行するは違法とす（昭和二年二月二十四日附保發第一八三號を以て保險部長より各健康保險組合宛通牒）

五 組合ノ理事長カ選定議員タラサルニ至リタルトキノ理事長ノ資格

組合の理事長が選定議員たらざるに至りたるときは當然理事長の資格を失ふものとす

六 組合ノ理事長ノ選舉ト刑法施行法第二十五條トノ關係

組合の理事長の選舉に付ては刑法施行法第二十五條の規定に依る舊刑法第二

編第四章第九節の規定は適用あるものと思考せらる（昭和二年二月十八日附

刑事第九六三號を以て司法次官より社會局長官宛回答）

七 組合ノ理事長ノ理事トシテノ議決權

組合の理事長は其の職務を行ふ場合に於ても之が爲理事として議決に加はるの權を失はざるものとす

條 文

第三十七條 理事長ハ組合ヲ代表ス

理事長故障アルトキハ規約ノ定ムル所ニ依リ他ノ理事其ノ職務ヲ代理ス

疑義なし

條 文

第三十八條 組合ノ事務ハ理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ理事長ノ

決スル所ニ依ル

疑義解釋

一 組合ノ常務ヲ決スル理事

組合格約を以て常務を決する理事を定むることを得ざるものとす、但し豫め理事の決議を以て事務の一部を特定の理事に包括して委任するは妨げなきものとす

條 文

第二十九條 組合會成立セス又ハ其ノ議決スヘキ事項ヲ議決セサルトキハ理事ハ監督

官廳ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事項ヲ處置スルコトヲ得

疑義なし

條文

第四十條 組合會ニ於テ議決スヘキ事項ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ組合會成立セサルトキ又ハ之ヲ招集スルノ暇ナキトキハ理事之ヲ專決スルコトヲ得

疑義なし

條文

第四十一條 前二條ノ規定ニ依リ處置ヲ爲シタルトキハ理事ハ次會ノ會議ニ於テ之ヲ組合會ニ報告スヘシ

疑義なし

條文

第四十二條 理事ハ規約、財産目録、事業報告書、組合原簿及組合會ノ會議録ヲ事務

所ニ備フヘシ

組合員前項ノ書類ノ閲覧ヲ求メタルトキハ理事ハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

疑義解釋

一 組合ノ事務所ニ備フヘキ財産目録、事業報告書及組合會會議録

施行令第四十二條ノ規定ニ依リ組合ノ事務所ニ備ふべき書類及帳簿の中財産

目録事業報告書及組合會會議録は其の調製済に係るものの中最後の分のみに

ても妨げなきものとす

二 従タル事務所ニ備フヘキ組合會會議録

従たる事務所に備ふべき組合會會議録は謄本を以て充つるも妨げなきものとす

條 文

第四十三條 第二十一條、第二十四條及第三十五條ノ規定ハ理事及理事長ニ之ヲ準用

ス

疑義なし

第四節 組合の財務

條 文

第四十四條 組合ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

疑義解釋

一 組合ニ於ケル當初ノ會計年度

組合に於ける當初の會計年度は組合の設立ありたる日より始まるものとす

(大正十五年十月二十七日附保理第四六號を以て保険部より宮城縣名取郡長

町旭紡織株式會社仙臺工場宛回答)

二 組合ノ會計年度ノ始終期

組合の會計年度の始期及終期は組合に於て任意に定むることを得ざるものとす

す(昭和二年二月四日附保理第五九二號を以て保険部長より旭紡織仙臺工場

健康保険組合宛回答)

條 文

第四十五條 組合ハ毎會計年度收入支出ノ豫算ヲ調製シ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

豫算ヲ更正又ハ追加シタルトキ亦同シ

豫算ニ定メタル各款ノ金額ハ彼此流用スルコト得ス

豫算ニ定メタル各項ノ金額ハ組合ノ議決ヲ經テ之ヲ流用スルコトヲ得

疑義解釋

一 施行令第四十五條ノ毎會計年度ノ意義

施行令第四十五條第一項の『毎會計年度』とあるは次年度以降の毎會計年度を謂ふものとす、但し同項後段の場合に於ては然らず

二 組合ノ豫算ノ各項金額流用ニ關スル組合ノ議決

組合の豫算の各項金額流用に關する事項は豫め組合會の包括議決を経るも敢て違法にあらざるものとす

三 豫算ノ私ノ豫算額ノ流用

同一項内の各種目の豫算額を彼此流用するは理事限り之を爲し得べきものとす（昭和二年二月十七日附保理第七六八號を以て保險部長より入山健康保險組合宛回答）

四 豫算ノ費目流用及豫備費充當ヲ爲シ得ル期限（令四七條）

豫算の費目流用及豫備費充當を爲し得るは支出閉鎖期限迄即ち翌年度四月十五日迄とす（昭和三年一月二十四日附保發第一一號を以て保險部長より各健康保險組合宛通牒但し保險部大阪出張所分掌區域内の組合を除く）

五 繰越金及繰入金ト收入支出豫算

繰越金又は繰入金は收入支出豫算に必ずしも計上せざるべからざるものに非ず又準備金繰入を豫算に計上するは既に積立てたる準備金を支出に充てむとするものに限るものとす（昭和二年二月十日附保理第六八一號を以て保險部

長より日本製鋼所室蘭健康保険組合宛回答)

六 組合ノ缺損金ノ翌年度繰越

組合の缺損金を翌年度に繰越すが如きことはなきものとす(昭和二年六月三日附を以て保険部大阪出張所長より株式会社日立製作所笠戸工場健康保険組合宛回答)

條 文

第四十六條 組合ハ組合會ノ議決ヲ經テ繼續費ヲ設クルコトヲ得

疑義解釋

一 組合ノ繼續費ノ更正、追加等

組合の繼續費の更正、追加又は廢止に付ても組合會の議決を経べきものとす

條 文

第四十七條 組合ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシ

豫備費ハ規約ヲ以テ定メタル費途以外ノ費途ニ之ヲ充ツルコトヲ得ス

疑義解釋

一 過年度支出中豫備費ヲ以テ充當シ得ル費途

保險給付費及保健施設費の豫算超過額を豫備費を以て充當し得る旨規約に規定ある組合に在りては保健給付費又は保健施設費用を過年度支出の科目より支出する場合に於て、右の過年度支出の豫算額に不足あるときは豫備費を以て充當し差支なきものとす(昭和三年五月四日附保發第三四一號を以て保険部長より各健康保険組合宛通牒)

條 文

第四十八條 組合ニ於テ其ノ收入金ヲ收納スルハ翌年度五月三十一日、其ノ支出金ヲ支拂フハ翌年度四月十五日限リトシ其ノ出納ヲ閉鎖ス

疑義 解釋

一 組合ノ出納閉鎖期限

組合の出納閉鎖期限は組合に於て任意定むることを得ざるものとす（昭和二年二月四日附保理第五九二號を以て保険部長より旭紡織仙臺工場健康保険組合宛回答）

二 國庫負擔金精算拂ノ收入所屬年度

國庫負擔金の精算拂を受けたる場合に於て該精算金を受けたる時が年度經過

後收入閉鎖前なれば前年度の收入と爲し收入閉鎖後なれば後年度の收入と爲すべきものとす（昭和三年三月二十九日附號外を以て保険部大阪出張所より郡是健康保険組合宛回答）

三 過年度未拂金ノ所屬年度

過年度未拂金と雖支出閉鎖期限經過前は其の年度より支出し右期限經過後は次の年度より支出すべきものとす（昭和二年四月二十日附保理第一、八七五號を以て保険部長より富士瓦斯紡績保土ヶ谷工場健康保険組合宛回答）

條 文

第四十九條 組合ハ保険料率ヲ變更セシムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

疑義 なし

條 文

第五十條 組合ハ少クトモ保險給付ニ要シタル費用ノ前三年度ノ平均年額ニ相當スル額ニ達スル迄毎年度ノ剩餘金中ヨリ該平均年額ノ百分ノ五以上ニ相當スル額(剩餘金カ該平均年額ノ百分ノ五ニ達セサルトキハ其ノ全額)ヲ準備金トシテ積立ツヘシ

前項ノ限度内ノ準備金ハ保險給付ニ要スル費用ニ不足ヲ生シタルトキニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

疑 義 解 釋

一 準備金積立額ノ標準タル保險給付ニ要シタル費用額ノ意義 (則様式第七號)
準備金積立額ノ標準たる保險給付に要したる費用額とは保險給付額の決算額

を謂ふ義にして豫算の款に保險給付費以外に別に病院費、醫局費等の款を設けたるものに在りては此の病院費、醫局費の決算額を含むものとす(昭和二年七月八日附保發第六〇〇號を以て保險部長より各健康保險組合宛通牒)

二 施行令第五十條第二項ノ『前項ノ限度内』ノ『限度』ノ意義

施行令第五十條第二項の『前項の限度内』の『限度』とは保險給付に要したる費用の前三年度の平均額に相當する額を謂ふ義とす(昭和二年六月三十日附保發第六〇二號を以て保險部長より各健康保險組合宛通牒)

三 組合設立後三箇年度迄ニ於ケル準備金積立額

組合設立後第一年度の剩餘金中より準備金として積立つべき額は少くとも設立ありたる年度の保險給付に要したる費用額の百分の五以上に相當する額たるべきものとす(但し、剩餘金の額が右の百分の五に相當する額に達せざるときは其の全額を積立つべきものとす以下同じ)又組合設立第二年度の剩餘

金中より準備金として積立つべき額は少くとも設立ありたる年度の保険給付に要したる費用を一箇年度分の額に換算したる額と其の次年度の保険給付に要したる費用額との合計額の二分の一の額の百分の五以上に相當する額たるべきものとす、次に組合設立第三年度の剰餘金中より準備金として積立つべき額は少くとも設立ありたる年度の保険給付に要したる費用額を一箇年度分の額に換算したる額と其の次年度の保険給付に要したる費用額と第三年度の保険給付に要したる費用額との合計額の三分の一の額の百分の五以上に相當する額たるべきものとす（昭和二年七月八日附保發第六〇〇號を以て保険部長より各健康保険組合宛通牒）

四 準備金ノ使用ト處分トノ異同

準備金の使用（支拂上の現金に不足を生じたる爲め繰替使用する場合を含まず）は即ち準備金の處分に外ならざるが故に施行令第二十五條第五號に該當

するを以て組合會の議決を経べきものとす（昭和二年六月三十日附保發第六

〇二號を以て保険部長より各健康保険組合宛通牒）

五 準備金ノ使用ト豫算トノ關係

準備金を保険給付に要する費用に使用する場合又は其の他の費用に使用する場合（支拂上の現金に不足を生じたる爲め繰替使用する場合を含まず）に於ては之を收入豫算に計上することを要するものとす故に年度の中途に於て保険給付に要する費用に不足を生じたるときは準備金の繰入額及之に依る保険給付の支出額は夫々追加豫算として計上すべきものとす（昭和二年六月三十日附保發第六〇二號を以て保険部長より各健康保険組合宛通牒）

六 組合ノ決算剰餘金ノ處分

組合の決算剰餘金を準備金に積立つることを要せざるに至りたる場合又は積立つることを要する場合と雖も剰餘金全部を準備金に積立てざる場合に於て

は其の積立てざる剰餘金は翌年度の組合經費に繰越し必要なる費用に充つべきものとす尙ほ組合に於て準備金以外に特別の積立金を爲す場合に於ては剰餘金は之を翌年度の組合經費に繰越さずして直に該積立金に繰入るゝも違法にあらざるものとす（大正十五年十月七日附號外を以て某町長宛回答）

條 文

第五十一條 組合ハ準備金ノ管理方法ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

疑義なし

條 文

第五十二條 準備金以外ノ財産ノ管理方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

疑義なし

條 文

第五十三條 組合ハ支拂上現金ニ不足ヲ生シタルトキハ準備金ニ屬スル現金ヲ繰替使

用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ仍現金ニ不足アルトキハ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ繰替使用シタル金額及一時借入金ハ當該年度内ニ之ヲ返還ス

ヘシ

第二項ノ一時借入金ヲ爲シ得ヘキ限度ハ毎年度監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

疑義解釋

一 準備金ニ屬スル現金ヲ繰替使用シ得ヘキ程度（令五〇條）

準備金に屬する現金の繰替使用は施行令第五十條第一項の限度外部分の現金

に限らず同項の限度内部分の現金をも繰替使用し差支なきものとす（昭和三年十二月十四日附保理第三〇四一號を以て保険部長より北海道炭礦汽船健康保険組合宛回答）

二 準備金繰替使用ト收支豫算

準備金に屬する現金の繰替使用及之が返還に付ては收入支出豫算に計上するの必要なきものとす（昭和三年十二月十四日附法理第三、〇四一號を以て保険部長より北海道炭礦汽船健康保険組合宛回答）

三 一時借入金限度ノ意義

施行令第五十三條第四項の『一時借入金を爲し得べき限度』とあるは現に借入れむとする金額を謂ふに非ずして一年度内に於て借入るゝことを得べき最高限度の金額を謂ふものとす（昭和二年一月十三日附保發第八號を以て保険部長より各健康保険組合宛通牒但し保険部大阪出張所分掌区域内の組合に對

しては保険部大阪出張所長より通牒）

條 文

第五十四條 組合ハ組合債ヲ起シ、起債ノ方法、利息ノ定率若ハ償還ノ方法ヲ定メ又

ハ之ヲ變更セムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

疑義解釋

一 組合債ノ起債金額ノ減少又ハ利率ノ低減ト監督官廳ノ認可

組合債の起債金額減少又は利率の低減に付ては監督官廳の認可を受くることを要せざるものとす（昭和二年十二月十五日附保發第一一二號を以て保険部長より各健康保険組合宛通牒）

二 合併後存続スル組合ノ當該年度ノ決算書ニ記載スル豫合額

(則三六條、様式七號)

合併後存続する組合の當該年度の決算書に記載する決算額には合併に因りて消滅したる組合の豫算額を加ふべからざるものとす(昭和三年十月二日附保理第一、四一一號を以て保険部長より富士瓦斯紡績川崎工場健康保險組合宛回答)

條 文

第五十五條 組合ハ重要ナル財産ノ處分ヲ爲サムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

疑義なし

第五節 組合の分合解散

條 文

第五十六條 合併又ハ分割ヲ爲サムトスルトキハ關係アル組合ノ組合會ニ於テ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ議決シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
前項ノ場合ニ於テ規約ノ變更ヲ要スルトキハ前項ノ議決ト共ニ之ヲ議決スヘシ

疑義なし

條 文

第五十七條 組合ノ分割ハ組合ノ設立アル事業ノ一部ニ付之ヲ爲スコトヲ得ス
一事業ニ於テ作業ノ場所二以上アル場合ニ於テハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ内務大臣ハ其ノ一又ハ二以上ノ場合ニ於ケル作業ヲ一事業ト看做スコトヲ得

疑義なし

條 文

第五十八條 分割ヲ爲ス場合ニ於テハ分割後存続スル組合又ハ分割ニ因リテ成立スル

組合ノ被保険者タル組合員ノ員數ハ常時三百人以上タルヘキコトヲ要ス

疑義なし

條 文

第五十九條 合併ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保険料率及初年度ノ收入支出ノ豫算

ハ各組合ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

疑義なし

條 文

第六十條 分割ニ依リテ成立スル組合ノ規約保険料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ其

ノ組合ノ組合員タルヘキ事業主之ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

疑義なし

條 文

第六十一條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ成立シタル組合ハ合併ニ依リテ消

滅シタル組合ノ權利義務ヲ承継ス分割ニ因リテ成立シタル組合ハ分割ニ因リテ消

滅シタル組合又ハ分割後存続スル組合ノ權利義務ノ一部ヲ承継ス

前項ノ規定ニ依リ承継スル權利義務ノ限度ハ分割ノ議決ト共ニ之ヲ決議シ内務大

臣ノ認可ヲ受クヘシ

疑義解釋

一 合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ決算ヲ爲スヘキ者
 合併に因りて消滅したる組合の當該年度の收入支出決算は其の組合の理事たりし者に於て、之を爲すべきものとす（昭和三年十月二日附保理第一、四一號を以て保險部長より富士瓦斯紡績川崎工場健康保險組合宛回答）

條 文

第六十二條 組合ノ合併又ハ分割ノ認可ヲ爲シタルトキハ内務大臣ハ合併又ハ分割ニ因リテ成立又ハ消滅シタル組合及合併又ハ分割後存続スル組合ニ付左ノ事項ヲ告示スヘシ

一 組合ノ名稱

二 事務所ノ所在地

三 組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地

四 認可ノ年月日

疑義なし

條 文

第六十三條 第十六條乃至第十八條ノ規定ハ合併又ハ分割ニ因リテ成立シタル組合ニ付之ヲ準用ス

合併又ハ分割ノ際其ノ合併又ハ分割シタル組合ノ理事タリシ者カ、合併又ハ分割ニ依リテ成立シタル組合ノ組合員タル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ事業主ノ行フヘキ職務ハ其ノ理事タリシ者之ヲ行フ

疑義なし

條 文

第六十四條 組合解散ヲ爲サムトスルトキハ組合會ニ於テ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ議決シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

疑義なし

條 文

第六十五條 組合ハ被保險者タル組合員ナキニ至ルモ其ノ欠缺カ一時的ナル場合ニ於テハ解散スルコトナシ

疑義なし

條 文

第六十六條 組合解散シタルトキハ内務大臣ハ第六十二條ノ例ニ依リ之ヲ告示スヘシ

疑義なし

條 文

第六十七條 組合ノ設立アル事業ヲ増減セムトスルトキハ編入又ハ削除セラルヘキ事業ノ事業主ノ全部及其ノ事業ニ使用セラルル被保險者ノ二分ノ一以上ノ同意アルコトヲ要ス

編入又ハ削除セラルヘキ事業二以上アル場合ニ於テハ前項被保險ノ同意ハ各事業ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ於テ被保險者トアルハ健康保險法第十四條第一項ノ規定ニ依ル認

可ノ申請ト同時ニ事業編入ニ關スル規約變更ノ認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ
被保險者ト爲ルヘキ者トス

疑義解釋

健康保險組合所屬外ノ事業場ニ使用セラルル被保險者ヲ既設ノ健康保險組合ノ組合
員タラシメムトスル場合ノ手續

一事業主が鑛業法ノ適用を受くる事業場數箇所を有し其中健康保險組合の
設立ある事業に屬する事業場と屬せざる事業場とあり而して此の屬せざる事
業場に使用せらるゝ被保險者を既設の健康保險組合の組合員たらしめむとす
るには所謂事業編入の手續を爲すことを要するものとす（昭和四年二月八日
附保理第四四四號を以て保險部長より北鑛健康保險組合宛回答）

條 文

第六十八條 第五十七條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

疑義なし

條 文

第六十九條 事業ノ削除ヲ爲ス場合ニ於テハ組合ノ被保險者タル組合員ノ員數ハ常時
三百人以上タルヘキコトヲ要ス

疑義なし

條 文

第七十條 組合カ第六十七條ノ同意ヲ求メムトスルトキハ事業ノ編入ノ場合ニ在リテ

ハ第十一條各號ニ掲クル事項ヲ記載シタル書面ヲ、事業ノ削除ノ場合ニ在リテハ
削除ノ理由ヲ記轉シタル書面ヲ編入又ハ削除ニ依リ組合員タル資格ヲ取得又ハ喪
失スヘキ者ノ全部ニ送付スヘシ

疑義なし

第六節 組合の監督

條 文

第七十一條 内務大臣ハ組合會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

組合會解散ノ場合ニ於テハ一月以内ニ議員ノ選定及選舉ヲ爲スヘシ

疑義なし

條 文

第七十二條 健康保險法第三十九條ノ規定ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間組合ノ役

員タルコトヲ得ス

疑義解釋

解職セラレタル組合役員ノ再任 (法三九條)

法第三十九條に依り解職せられたる者は二年間其の組合は勿論他の組合の役
員たることも得ざるものとす

條 文

第七十三條 第二十三條第三項、第三十九條、第四十五條第一項、第四十九條、第五

十一條、第五十三條第四項、第五十四條及第五十五條ニ於テ監督官廳トアルハ社
會局長官トス

疑義なし

第四章 保險給付

條文

第七十四條 健康保險法第四十三條第一項ノ療養ノ給付ノ範圍左ノ如シ

- 一 診察
- 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給
- 三 處置、手術其ノ他ノ治療
- 四 看護

五 被保險者ノ移送

前項第三號ノ給付ハ緊急ノ場合其ノ他被保險者必要アリト認ムル場合ヲ除クノ外之
ニ要スル費用一回二十圓ヲ以テ限度トス
第一項第四號及第五號ノ給付ハ被保險者必要アリト認ムル場合ニ於テ爲スモノニ限
ル

疑義解釋

一 身體ニ異常アルカ爲メ被保險醫ノ診察ヲ受ケタルニ妊娠ニ基因スルモノナルコト
判明シタル場合ニ於ケル診察ト療養ノ給付タル診察

被保險者が身體に異常ありとし被保險醫の診察を求めたるに醫師に於て診察の
結果妊娠に基因するものなること判明したる場合の如き即ち被保險者が單に
妊娠に關し診察を求めたるに非ざる場合の如きは右の診察は療養の給付の診

察の範圍に屬するものとす（昭和二年五月二十七日附保理第二、三七七號を以て保險部長より和歌山健康保險署長宛回答）

二 轉地療養ノ場合療養地ニ於テ死亡シタル者ノ死體輸送費

轉地して療養をなせる者療養地に於て死亡したるときは、之が死體輸送費は保險者に於て負擔すべきものに非ざるものとす（昭和二年二月二十三日附保理第七八〇號を以て各健康保險署長及各健康保險組合宛通牒、但し熊本健康保險署長に對しては保險部大阪出張所長より回答）

三 醫師又ハ齒科醫師ノ往診車馬賃ト療養ノ給付

健康保險の療養の給付の範圍には醫師又は齒科醫師の往診車馬賃を含まざるものとす（昭和二年四月二十八日附保理第一、八八九號を以て保險部長より各健康保險署長及各健康保險組合宛通牒、但し南海鐵道健康保險組合に對しては保險部大阪出張所長より回答）

四 近視眼患者ノ視力検査ト療養ノ給付

單に近視眼患者の視力検査を爲すが如きは健康保險の療養の範圍に屬せざるものとす尤も保險醫に於て診療上必要あるが爲めに視力検査を爲すは格別とす（昭和二年五月三十日附保理第二、三三六號を以て保險部長より山梨健康保險署長宛回答）

五 死亡診斷書料ト保險給付ノ範圍

死亡診斷書料は保險給付の範圍に屬せざるものとす（昭和三年二月二日附保理第一〇七號を以て保險部長より神奈川健康保險署長宛回答）

六 療養ヲ受クル爲ノ滞在費用ト療養費

被保險者住居地より遠隔の地に在る醫師の療養を受くる爲め當該醫師の開業所の附近に滞在せし費用は療養の給付の範圍に屬せざるを以て其の費用を療養費として支給すべからざるものとす（昭和三年六月四日附保理第一、四七

八號を以て保険部長より旭川健康保険署長宛回答)

七 藥劑又ハ治療材料ノ支給ノ範圍

藥劑の容器即ち藥瓶の如きは藥劑又は治療材料の支給の範圍に屬するものとす(昭和二年二月二日附保理第四四三號を以て保険部長より福島健康保険署長宛回答)

八 治療材料支給ノ範圍

水枕、氷嚢、氷、圓座、吸入器、吸入器用アルコール、胸部濕布帶、体温計の類は施行令第七十四條第一項第二號に謂ふ治療材料支給の範圍に屬せざるものとす、但し病院に收容したる場合に於ては氷、吸入器用アルコール胸部濕布帶の如きものは處置に要する消耗品として取扱ふべく又水枕、氷嚢、圓座、吸入器、体温計の如きものは貸付し差支なきものとす (昭和二年一月二十九日附保理第八〇八號を以て保険部長より保険部大阪出張所長に對し

兵庫縣加古郡高砂町藍屋町番外一番屋敷三菱製紙株式會社高砂工場へ回答方指示)

九 治療材料支給ノ範圍

療養の給付として支給すべき治療材料にはコルセットを含まざるものとす、但し永久的ならざるコルセットは之を貸與すること妨げなきものとす(昭和二年四月六日附發第八二五號を以て保険部大阪出張所長より鹿兒島健康保険署長宛回答)

一〇 歩行機械ト治療材料支給ノ範圍

歩行機械の如きは治療材料として支給すべきものゝ範圍に屬せざるものとす但し治療上必要ある場合に於ては之を貸與することは差支なきものとす(昭和二年六月二日附保理第二、四六三號を以て保険部長より山口健康保険署長宛回答)

一一 松葉杖ト治療材料支給ノ範圍

療養の給付に當り療養上必要と認むる場合は松葉杖も支給するものとす
(昭和三年五月十八日附保理第九五〇號を以て保険部より福岡縣小倉砂市津
東京製綱株式會社小倉工場宛回答)

一二 義眼ト治療材料支給ノ範圍

義眼は治療材料として支給すべきもの、範圍に屬せざるものとす (昭和二
年六月二日附保理第二、四六四號を以て保険部長より山口健康保險署長宛回
答)

一三 酸素吸入ト療養給付

酸素吸入は施行令第七十四條第一項第三號の「處置」に該當するものにして
療養の給付の範圍に屬するものとす (昭和三年五月十六日附保理第一、三〇
七號を以て保険部長より神奈川健康保險署長宛回答)

一四 火傷ニ由ル筋肉ノ癒着又ハ屈伸ノ不能ナルモノノ整形手術等ト療養ノ給付

火傷に由り筋肉の癒着又は屈伸の不能甚しきものに對し整形手術又は植皮術
を爲すは健康保險の療養の範圍に屬するものとす (昭和三年六月八日附庶發
第六〇四號を以て保険部大阪出張所長より福岡健康保險署長宛回答)

一五 輸血法ト療養ノ給付 (法四三條)

輸血法は處置の一種にして該處置の爲使用したる血液は治療材料と見るべき
ものとす (昭和三年六月二十六日附保理第一四〇號を以て保険部長より東京
健康保險署長宛回答)

十六 植皮術ト療養ノ給付

植皮術は手術の一種にして該手術の爲使用したる皮膚は治療材料と見るべき
ものとす (昭和三年六月二十六日附保理第一四〇號を以て保険部長より東京
健康保險署長宛回答)

一七 處置及手術以外ノ治療ノ範圍

施行令第七十四條第一項第三號の『其の他の治療』とあるは湯治を含むものとす（昭和二年一月十一日附を以て保険部大阪出張所長より山口健康保険署長宛回答）

一八 被保険者ノ移送ノ給付ヲ爲スヘキ場合

被保険者が疾病又は負傷の状態に依り保険醫の診療所迄歩行すること能はず又は歩行すること著しく困難なるときは保険者に於て移送の給付を爲すべきものとす、病院に收容せしむる場合に於て疾病又は負傷の状態に依り病院迄歩行すること能はず又は歩行すること著しく困難なる場合亦同じ又移送の費用は療養費として支給すべきものに非ずして療養の給付の費用として支出すべきものとす（昭和二年二月十八日附保理第六九六號を以て保険部長より東京毛織南千住健康保険組合宛回答）

一九 被保険者ノ移送ノ範圍

足部を負傷したる場合に於て醫師に於て病院に收容せざるべからざる程度のものに非すと認めたるものと雖、此の負傷の爲歩行困難にして毎日治療所に往復するものとせば、乗物に依る必要あり而も醫師に於て外科治療の爲据付けある機械器具の關係等の爲、往診を爲すこと亦不都合とする場合の如きは右の被保険者に對し移送の給付を爲し可然ものとす（昭和二年二月十二日保理第四三九號を以て保険部長より新潟健康保険署長宛回答）

二〇 移送費用ノ範圍

被保険者の移送の場合に於ては、移送の爲使役したる者の賃金、手當等（即ち吊臺の運搬夫、人力車の車夫等の賃金、手當等）は移送に要したる費用の範圍に屬するも單なる附添人の旅費の如きは之が範圍に屬せざるものとす（昭和二年三月五日附保理第三一七號を以て保険部長より岐阜健康保険署長

宛回答)

二二 被保険者移送ノ爲メ雇入レタル人夫ノ宿泊料ト移送ノ費用

被保険者の移送の爲め雇入れたる人夫が移送の爲め宿泊を爲すべき場合は、
其の宿泊料は移送の費用として支拂ふべきものとす (昭和二年七月三十

日附發第一四五號を以て保険部大阪出張所長より鹿兒島健康保険署長宛回答

二二 被保険者カ療養ノ給付ヲ受クルニ當リ人力車等ニ任意乗リタル場合ノ費用

被保険者が療養の給付を受くるに當り保険者より移送の給付を受けずして任意に人力車、自動車、電車等に乗し診療所に到り又は自宅に歸りたるが如き場合に於ては右の人力車賃、自動車賃、電車賃等は當該被保険者の負擔に屬するものとす (昭和二年二月五日附保理第六〇六號を以て保険部長より王子健康保険組合宛回答)

二三 移送ノ給付ニ要シタル費用ノ支拂先

移送は移送費として被保険者に對し支給すべきものに非ずして移送なる事柄を支給すべきものとす故に被保険者は移送に關する費用を移送の爲め備入れたる車夫自動車運轉手等に對し支拂ふべきものとす但し之が費用を被保険者其の他の者に於て立替へたる場合に於ては該立替者に對し支拂ふも支障なきものとす (昭和二年五月三十日附保理第二、一六三號を以て保険部長より石川健康保険署長宛回答)

二四 施行令第七十四條第二項ノ趣旨

施行令第七十四條第二項の規定は同條第一項第三號の給付即ち處置、手術其の他の治療の給付は原則として一回二十圓以下の費用を以て爲し得る程度のものに止むる趣旨の規定たるものとす、即ち疾病又は負傷に付手術等を要する場合に於ては、之が費用は一回二十圓以下の額を以て爲し得る手術を施す

ものとす、但し緊急の場合其の他保険者に於て必要ありと認むる場合に於ては一回二十圓を超ゆる費用を要する手術等を施すべきは勿論とす（昭和二年八月二十二日附保理第三、〇八八號を以て保険部長より磐城炭礦健康保険組合宛回答）

二五 施行令第七十四條第二項ノ「一回」ノ意義

施行令第七十四條第二項に所謂「一回」とは一度を謂ふものとす、故に一回の處置とは處置を爲したる日の如何に拘らず、實際に之を爲したる一度の處置を謂ふものとす即ち一日に於て處置を二度爲したるものとせば、二回にして毎日一度宛十日に涉りて處置を爲したるものとせば、十回なるが如し（昭和二年十月十二日附保理第三、三五二號を以て保険部長より東京モスリン吾孀健康保険組合宛回答）

二六 リンゲル氏液注射ト酸素吸入トヲ合セテ受クル場合ト施行令第七十四條第二

項ノ適用

カルモチン中毒患者が數日間に「リンゲル」氏液注射と酸素吸入とを併せて受くる場合と雖も「リンゲル」氏液注射と酸素吸入とは異なる處置なるを以て施行令第七十四條第二項の適用に付いては、各別に取扱ふものとす、故に孰も一回の費用二十圓未滿とせば之が處置をなすことに付保險者の承認を受くることを要せず（昭和二年十月十二日附保理第三、三五二號を以て保険部長より東京モスリン吾孀健康保険組合宛回答）

條 文

第七十五條 前條第一項第一號乃至第三號ノ給付ニ付テハ被保險者ハ保險者ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師中自己ノ選定シタル者ニ就キ之ヲ受クルコトヲ得、但シ健康保險法第四十三條第三項ノ規定ニ依リ病院ニ收容セラレタルトキハ此ノ限リニ

在ラス

被保険者前項ノ規定ニ依リ醫師又ハ歯科醫師ヲ選定シタルトキハ保險者ノ承認アリタル場合ヲ除クノ外同一ノ疾病又ハ負傷ノ療養ニ付テハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

保險者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ前項ノ承認ヲ拒ムコトヲ得ス

疑義なし

條文

第七十六條 前條ニ規定スル醫師又ハ歯科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ被保險者ハ保險者ノ指定シタル藥劑師中自己ノ選定シタル者ニ就キ受クルコトヲ得

疑義なし

條文

第七十七條 左ノ場合ニ於テハ健康保險法第四十四條ノ規定ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘ

テ療養費ヲ支給スルコトヲ得

- 一 保險者ニ於テ療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認めタルトキ
 - 二 被保險者カ保險者ノ承認ヲ受ケ其ノ指定セサル醫師又ハ歯科醫師ノ診療ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ被保險者ノ申請アリタルトキ
 - 三 被保險者カ緊急ノ場合ニ於テ保險者ノ指定セサル醫師、歯科醫師其ノ他ノ者ノ手當ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ被保險者ノ申請アリタルトキ
- 健康保險組合ハ前項各號ノ外規約ヲ以テ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得ル場合ヲ定ムルコトヲ得

疑義解釋

一 組合ノ管掌スル保険ノ被保険者歸郷ノ場合ト施行令第七十七條第一項第一號
組合の管掌する保険の被保険者歸郷せし場合其の郷里が保険醫の診療を受く
ること困難なる地なるときは施行令第七十七條第一項第一號に該當するもの
とす（大正十五年三月四日附保理第一、〇四七號を以て保険部長より岸和田
紡績健康保険組合宛回答）

二 接骨營業者ニ依リテ爲ス療養ト療養費

保險者に於て療養の給付を爲すこと困難なりと認めたるときは接骨營業者に
依りて爲す療養に付ても療養費を支給すべきものとす、又緊急の場合に於て
接骨營業者の手當を受けたる場合に於ても其の被保険者の申請あり且保險者
之を認めたるときは療養費を支給すべきものとす（昭和二年四月六日附保理
第一、四八四號を以て保険部長より淺野セメント川崎工場健康保険組合宛回
答）

三 事業主ノ被保険者資格取得届出懈怠中ニ被保険者カ保險醫ニ就キ診療ヲ受ケタ
ル場合ト施行令第七十七條第一項第一號

被保險者が保險醫に就き診療を受けたる當時事業主は其の者の被保險者資格
取得の届出を懈怠せるに因り當該被保險者は保險醫に對し被保險者たるの身
分を證明し得ざる状態に在りしことは施行令第九十七條第一項第一號に該當
するものとす（昭和三年四月三十日附保理第一、〇八九號を以て保険部長よ
り山口健康保険署長宛回答）

四 傳染病院、精神病院、結核療養所等ニ收容セラレタル者ニ對スル療養ノ給付
傳染病豫防法に依り傳染病院、隔離病舎又は隔離所に收容せられたる者、精
神病院に收容せられたる者及結核豫防法に依り結核療養所に收容せられたる
者に付ては、其の療養に要する費用は公共團體に於て之を負擔すべきを以て
健康保険に於ては療養の給付を爲さざるものなるも右の病院、病舎又は療養

所に收容せられたる者又は其の扶養義務者が當該法令に依り食費若は薬價を徴收せられたるとき、又は入院費若は入所費の一部若は全部を徴收せられたるときは此の徴收せられたる分に付ては健康保険に於て療養費として本人に支給すべきものとす、尙癩豫防に關する法律に依り癩療養所に收容せられたる者に付ては其の療養に要する費用は原則として公共團體の負擔に屬せざるを以て右の費用は健康保険に於て是亦療養費として本人に支給すべきものとす（昭和二年二月二十二日附保發第一六五號を以て保険部長より各健康保険署長及各健康保険組合宛通牒）

五 傳染病院ニ收容セラレタル被保險者カ市町村所定ノ規定ニ依リテ食費等ヲ負擔シタル場合ト療養費ノ支給

傳染病院の入院患者の食費又は水若は滋養物の費用は患者の負擔たることに市町村に於て規定を以て定めある傳染病院に入院し、是等の費用を負擔した

る被保險者に對しては保險者は此の費用を療養費として支給するものとす

（昭和三年四月二十日附保理第五八六號を以て保険部長より福岡健康保険署長宛回答）

六 隔離病舎等ニ收容セラレタル被保險者ト療養費ノ支給

隔離病舎等に收容せられたる者の療養に要する費用は收容せられたる者の負擔たることに市町村に於て規定を以て定めある場合に於ては該隔離病舎等に收容せられたる被保險者の療養に要したる費用は保險者に於て施行令第七十七條第一項第一號の規定に依り療養費として支給すべきものとす（昭和三年六月十三日附保理第一、五二五號を以て保険部長より鳥取健康保険署長宛回答）

七 官立大學附屬醫院ニ入院セル被保險者ニ於テ負擔セシ治療材料費ト療養費ノ支給

官立大學附屬醫院の取扱例は入院患者に對し繃帶、氷の如き治療材料を支給せず患者自ら他より購入するの取扱例なる場合に於て被保險者が右の治療材料の費用を負担したるときは、該費用を保險者より當該被保險者に對し療養費として支給し差支なきものとす（昭和三年五月二十三日附保理第一、四〇四號を以て保險部長より福岡健康保險署長宛回答）

八 施行令第七十七條中ノ保險者ノ指定セサル醫師又ハ齒科醫師ノ意義

施行令第七十七條第一項第二號及第三號の『保險者の指定せざる醫師又は齒科醫師』とは保險者政府の場合に在りては全國の健康保險署長の指定したる醫師又は齒科醫師を謂ふ義とす（昭和二年三月十一日附保理第一、〇八二號を以て保險部長より神奈川健康保險署長宛回答）

九 施行令第七十七條第一項第二號ノ醫師又ハ齒科醫師トマッサージ術、鍼術、灸術又ハ接骨營業者

マッサージ術、鍼術、灸術又は接骨營業者の如きは醫師又は齒科醫師に非ざるを以て施行令第七十七條第一項第二號に規定する醫師の中に包含せざるものとす（昭和二年二月二十六日附保理第七三〇號を以て保險部長より神奈川健康保險署長宛回答）

一〇 緊急ノ場合ニ於テ保險者ノ指定セサル醫師ノ病院ニ入院シ手當ヲ受ケタル場合ニ於ケル療養費ノ範圍

被保險者が緊急の場合に於て保險者の指定せざる醫師の病院に入院して手當を受けたる場合に於て支給する療養費は其の入院料、治療費等の全部を包含するものとす（昭和二年六月二十九日附保理第二、五四五號を以て保險部長より愛知健康保險署長宛回答）（本件は保險者に於て入院の必要ありしことを事後に認めたるものに限ること勿論たり）

一一 接骨師等ノ宅ニ滞在シ是等ノ者ノ手當ヲ受ケタル場合ニ於ケル食費ト療養費

被保険者緊急の場合に於て醫師又は歯科醫師以外の者即ち接骨師又は鍼術若
は灸術の營業者等の宅に滞在し、是等の者の手當を受けたる場合に於て要し
たる食費は保險者に於て支給する療養費の中に含まざるものとす（昭和二
年二月二十六日附保理第九九一號を以て保險部長より宮城健康保險署長宛回
答）

一二 被保險者カ任意ニ療養ヲ爲シタル場合ノ療養費ノ支給

被保險者が健康保險の療養の給付を受くるの外に醫師又は歯科醫師以外の者
に依りて任意したる療養に付ては組合に於て療養費を支給すべきものに非ざ
るものとす、但し施行令第七十七條第一項第一號に依り組合に於て療養の給
付を爲すこと困難なりと認めたる場合は療養費を支給すべきものとす（昭和
二年三月二十八日附保理第一一、〇一八號を以て保險部長より三共健康保險
組合宛回答）

一三 自費ヲ以テ入院セル場合ノ療養費

自費を以て入院せる被保險者に對しては施行令第七十七條第一項各號の一に
該當する場合を除くの外療養費を支給せざるものとす（昭和三年四月二十四
日附保理第五二〇號を以て保險部長より福岡縣小倉市砂津東京製網株式會社
小倉工場宛回答）

一四 轉地療養ノ場合ノ費用

轉地療養の場合に於ては宿料、入浴料の如きは療養費として支給すべきもの
とす、又往復の旅費は之を移送の給付として保險者に於て負擔すべきものと
す而して右は轉地療養の結果當該傷病が全治せしと否とに拘らず、又距離の
遠近を問はざるものとす（昭和二年二月二十三日附保理第七八〇號を以て保
險部長より各健康保險署長及健康保險組合宛通牒、但し熊本健康保險署長に
對しては保險部大阪出張所長より回答）

一五 轉地療養ノ場合ニ於ケル療養費

轉地療養の場合に於ては入浴料及滞在宿料（食費を含まず）は療養費として支給すべきもの、範圍に屬するも食費は之が範圍に屬せざるものとす（昭和二年五月三十日附保理第二、一六三號を以て保険部長より石川健康保険署長宛回答）

一六 轉地療養ノ場合ニ於ケル療養費ト食費（法四三條、令七四條）

轉地療養は施行令第七十四條第一項第三號の『其の他の治療』に該當し病院に收容したる場合と異なるものにして右の治療には食事の給與は之を包含せざるものなるを以て隨て轉地療養の場合に於ける療養費の支給に付ても食費を含まざるものとす（昭和二年九月十二日附保理第七八〇號を以て保険部長より東京市電氣局健康保険組合宛回答）

條 文

第七十八條 前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ノ給付ヲ爲ス場合ニ要スル額ヲ標準トシテ保險者之ヲ定ム

疑 義 解 釋

療養費ノ額ノ決定方法

療養の給付に代へて支給する療養費は組合に於て療養の給付を爲す場合に要する額を標準として決定し之を支給すべきものなるを以て一日に付何程の如く豫め金額を一定し置くは不可然ものとす（昭和二年三月四日附保理第一、〇四七號を以て保険部長より岸和田紡績健康保険組合宛回答）

條 文

第七十九條 病院ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スヘキ傷病手當金ハ左ノ額トス

一 主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキ場合

標準報酬日額ノ百分ノ二十

二 前號ニ掲クル者二人以内ナル場合

標準報酬日額ノ百分ノ四十

三 第一號ニ掲クル者三人以上ナル場合

標準報酬日額ノ百分ノ六十

疑義 解釋

一 施行令第七十九條又ハ第八十一條第二項ト法第五十八條又ハ第五十九條トノ關係

病院又は産院に收容せられたる者が法第五十八條又は第五十九條の規定に依

り傷病手當金又は出産手當の一部を受くる者なるときは其の者に對し支給する傷病手當金又は出産手當金の額は主として被保險者に依り生計を維持する者なき場合又は右の者二人以内なる場合に於ては、法第五十八條又は第五十九條の規定に依る額の三分の一又は三分の二とす

二 一家内ニ被保險者二人以上アル場合ニ於テ主トシテ被保險者ニ依ル生計ヲ維持スル者ノ區別

一家内に被保險者二人以上ある場合に於ては孰か主として被保險者に依り生計を維持するものなるやは其の受くる報酬の多少及其の家庭内に於ける經濟上の地位等に依り判定すべきものなるも尙、之のみに依ることを得ざる場合もあるが故に結局は個々の場合に於て社會通念に依り決定するの外なきものとす

三 接骨師等ノ宅ニ滞在シ是等ノ者ノ手當ヲ受ケタル場合ト傷病手當金ノ額

被保険者が緊急の場合に於て醫師又は歯科醫師以外の者即ち接骨師又は鍼術若は灸術の營業者等の宅に滞在し是等の者の手當を受けたる場合の如きは病院に收容せられたるものに非ざるを以て傷病手當金は之を減額することを得ざるものとす（昭和二年二月二十六日附保理第九九一號を以て保険部長より宮城健康保険署長宛回答）

四 轉地療養ノ場合ニ於ケル傷病手當金

轉地療養は病院收容と異なるを以て轉地療養の爲勞務に服すること能はざる被保険者に對し支給する傷病手當金に付ては施行令第七十九條の規定の適用なきものとす（昭和二年五月二十七日附保理第二、三〇二號を以て保険部長より神奈川健康保険署長宛回答）

五 被保険者自費ヲ以テ入院シタル場合ニ於ケル施行令第七十九條ノ適用

被保険者が自費を以て病院に入院したる場合は施行令第七十九條の適用なき

ものとす（昭和二年十一月二十一日附を以て保険部大阪出張所長より日本ビ
ロード株式會社健康保険組合宛回答）

條 文

第八十條 出産手當金ハ被保険者カ分娩ノ日前二十八日、分娩ノ日以後四十二日以内

ニ於テ勞務ニ服セサリシ期間之ヲ支給ス

分娩ノ日カ其豫定日ヨリ後レタルトキハ、保險者ハ前項ノ分娩ノ日前ノ期間ヲ七日以内延長スルコトヲ得

疑義解釋

一 施行令第八十條第一項ノ『分娩ノ日』ノ意義

施行令第八十條第一項の『分娩の日』は『分娩の日前二十八日』の『分娩の日』は『分娩の

豫定日』と解すべきものに非ざるものとす（昭和二年四月五日附保第五四九號を以て佐賀健康保険署長宛通牒）

二 分娩豫定日ト分娩アリタル日トカ異ル場合ト分娩前ノ出産手當金

分娩前の出産手當金は分娩前に在りても數回支給し得るものにして之が支給を爲す場合に於ては、分娩の日前二十八日の期間は一應分娩の豫定日より遡りて計算を爲すべきものとす、而して分娩の日が其の豫定日より後れたる場合に於ては既に支給したる分娩前の出産手當金にして分娩前三十五日よりも以前の期間に屬する分は之を返還せしむべきことあり又分娩の日が其の豫定日より先ちたる場合に於ては分娩の日前二十八日目より分娩豫定日前二十八日目に至る間に於て勞務に服せざりし期間に對する出産手當金は別に之を支給すべきものとす（昭和二年四月五日附保第五四九號を以て佐賀健康保険署長宛通牒）

三 分娩ノ日前ニ於テ勞務ニ服セザリシ事由カ分娩ノ爲ニ非サル場合ト出産手當金

妊娠四箇月以上の流産の如き場合に分娩の日前二十八日以内に於て勞務に服せざりしことが分娩の爲に非ずして他の事由に由るものなりしと雖此の勞務に服せざりし期間の出産手當金は支給せざるべからざるものとす（昭和二年八月十九日附保第二、八三八號を以て保険部長より貝島大之浦炭礦健康保険組合宛回答）

四 施行令第八十條第二項ノ趣旨

施行令第八十條第二項の規定の趣旨は分娩の豫定日の翌日より分娩ありたる日迄の間に於て延長すべきものに非ずして分娩ありたる日の前日より既往に遡りて七日以内延長すべき趣旨とす（昭和二年四月五日附保第五四九號を以て佐賀健康保険署長宛回答）

五 施行令第八十條第二項ノ適用範圍

施行令第八十條第二項の規定は分娩の日以後に於て分娩前の出産手當金を支給する場合に於ても適用あるものとす（昭和三年八月十七日附保理第二、〇五五號を以て保險部長より神奈川健康保險署長宛回答）

條 文

第八十一條 産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保險者ニ對シ支給スヘキ分娩費ノ額ハ十圓トス産院ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スル出産手當金ニ付テハ第七十九條ノ規定ヲ準用ス

疑義なし

條 文

第八十二條 分娩ニ關スル保險給付ハ分娩前一年内ニ於テ百八十日以上被保險タリシ

者ニ非サレハ之ヲ爲ラス但シ九十日以上被保險者タリシ者ニ對シテハ分娩費ヲ支給シ又ハ助産ノ手當ヲ爲ス

疑義解釋

一 分娩前ノ意義

健康保險法施行令第八十二條に於て『分娩前一年内』とあるは分娩の前日より遡りて一年内と解すべきものとす、從て分娩の日が資格取得の日より百八十日目に該當するが如き場合に於ては出産手當金は之を支給すべからざるものとす（昭和四年九月十四日附保理第六四號を以て保險部長より製鐵所二瀬出張所健康保險組合宛回答）

二 分娩ノ日カ豫定日ヨリ先チタル爲施行令第八十二條ノ要件ヲ缺クルニ至リタル場合ニ於ケル分娩前ノ出産手當金

分娩の日が其の豫定日より先らたる爲分娩前被保険者たりし期間が施行令第八十二條に規定する期間に満たざること、爲りたる場合に於て既に支給したる出産手當金あるときは之を返還せしむべきものとす（昭和二年二月二日附保理第四四三號を以て保険部長より福島健康保険署長宛回答）

三 被保険者ノ資格取得後八十九日目ニ分娩シタル場合ト分娩ニ關スル給付

被保険者の資格取得後八十九日目に妊娠五箇月の胎兒を流産したる場合に於ては該被保険者が惡意を以て被保険者と爲りたる者に非ざること明瞭なりと雖施行令第八十二條に依り分娩に關する給付を爲すことを得ざるものとす（昭和二年四月二十二日附保理第一、八七九號を以て保険部長より鹿兒島健康保険署長宛回答）（本件は分娩前一年内に於て九十日以上被保険者たりしことなきものとしての回答なり）

條 文

第八十三條 分娩ノ前後ニ保險者ニ變更アリタル場合ニ於テ各保險者ノ分娩ニ關スル保險給付ニ要スル費用分擔額ハ其ノ給付ヲ受クル者カ分娩ノ豫定日前二百八十日目ヨリ分娩ノ日以後四十日迄ノ期間ニ於テ被保險者タリシ期間ノ割合ニ應シテ之ヲ算定ス

疑義解釋

一 施行令第八十三條ノ趣旨

施行令第八十三條中に『分娩の豫定日前二百八十日ヨリ分娩の日以後四十日迄の期間』と規定しあるは分娩の前後に保險者に變更ありたる場合に於て各保險者の分娩に關する保險給付に要する費用の分擔額を算定するには其

の給付を受くる者が受胎したる日より分娩したる日以後四十二日迄の期間に於て被保険者たりし期間の割合に應ずるものたる趣旨に出てたるものとす
(昭和四年二月二十一日附保理第四九五號を以て保険部長より長崎健康保険署長宛回答)

條 文

第八十四條 被保険者タリシ者分娩ニ關スル保險給付ヲ受クルニハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日以後百八十日以内ニ分娩シタルコトヲ要ス

疑義解釋

一 施行令第八十四條ノ『分娩ニ關スル給付』ノ範圍
施行令第八十四條の『分娩に關する給付』とあるは分娩費及出産手當金の外

産院收容又は助産の手當をも含むものとす(昭和三年十一月二十日附保理第六七號を以て保険部長より藏内健康保険組合宛回答)

二百八十日以上被保険者タリシ者被保険者ノ資格喪失後四十日目ニ分娩シタル場合ニ於ケル分娩ニ關スル給付 (令八二條)

百八十日以上被保険者たりし者被保険者の資格を喪失し其の後四十日目に分娩したる場合に於ては分娩費及分娩前後の出産手當金を支給すべきものとす
(昭和二年五月十二日附を以て保険部大阪出張所長より天滿織物三國工場健康保險組合宛回答)

三 被保険者資格喪失後ノ受胎ト分娩ニ關スル給付

被保険者資格喪失後の受胎に係るものと雖、分娩ありたる日が資格喪失後百八十日以内なる場合に於ては分娩に關する給付を爲すべきものとす尙此の場合に於ける出産手當金は分娩後の分のみに限らず分娩前の分をも支給すべき

ものとす（昭和二年五月十二日附保険部大阪出張所長より天満織物三國工場健康保険組合宛回答）

四 鑛夫勞役扶助規則ニ依ル扶助料ト出産手當金トノ關係

被保險者の資格喪失後百八十日以内に分娩したる者は鑛夫勞役扶助規則に依る休業扶助料を受くると否とに拘らず出産手當金の支給を受け得るものとす（昭和二年十月十二日附を以て保険部大阪出張所長より大辻炭礦健康保険組合宛回答）

條 文

第八十五條 疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ

一部ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ニ對シテハ之ヲ受クルコトヲ得ヘキ期間傷病手當金又ハ出産手當金ヲ支給セス、但シ其ノ受クルコトヲ得ヘキ報酬ノ額カ傷病手當金

又ハ出産手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

疑義解釋

一 施行令第八十五條但書ノ差額ノ意義

施行令第八十五條但書の差額とは傷病手當金又は出産手當金の額と之が支給期間中に於ける報酬額との差額とす故に該報酬額には法第四十五條但書の待期間に於ける報酬額を含まざるものとす（昭和二年八月六日附保理第三、〇二三號を以て保険部長より豊田織機健康保険組合宛回答）

條 文

第八十六條 前條ニ掲クル者其ノ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ全部又ハ一部ニ付其ノ全額ヲ受クルコト能ハサリシトキハ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全額、其ノ一

部ヲ受クルコト能ハサリシ場合ニ於テ受ケタル額カ傷病手當金ノ額ヨリ小ナルト
キハ其ノ額ト傷病手當金又ハ出産手當金トノ差額ヲ支給ス 但シ前條但書ノ規定
ニ依リ傷病手當金又ハ出産手當金ノ一部ヲ受ケタルトキハ其ノ額ヲ支給額ヨリ控
除ス

疑義なし

條文

第八十七條 健康保險法第六十二條第二項ニ掲ケタル者ニ對シ支給スヘキ傷病手當金ニ
付テハ第七十九條ノ規定ヲ準用ス

疑義なし

條文

第八十八條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ニ對

シテハ保險者ハ百八十日以内ノ期間ヲ定メテ其ノ者ニ支給スヘキ傷病手當金又ハ
出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得、但シ詐欺其ノ
他不正ノ行爲アリタル日ヨリ二年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ決定ハ保險者ニ於テ其ノ事實ヲ知リタルトキ遲滯ナク之ヲ爲シ本人ニ通知
スヘシ

被保險者業務上ノ事由ニ依リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テハ第一項ノ規
定ニ拘ラス傷病手當金ヲ支給ス

前項ノ給付ヲ爲シタル期間ハ第一項ノ百八十日ノ期間ノ計算ニ付テハ之ヲ算入セ
ス

疑義解釋

一 施行令第八十八條第一項ノ決定效力發生時期
 施行令第八十八條第一項の決定は同條第二項に依り通知を發したる日に其の效力を發生するものとす

二 施行令第八十八條第一項ニ依リテ定ムル傷病手當金又ハ出産手當金ノ不給期間
 (法六四條)

施行令第八十八條第一項の規定に依りて定むる傷病手當金又は出産手當金の不給期間は將來に於ける期間とす(昭和三年三月十四日附保理第四八三號を以て保險部長より熊本健康保險署長宛回答)

三 單ニ過去ノ經過ヲ詐リタル場合ト施行令第八十八條ノ適用

A 健康保險組合の被保險者たりし者がB健康保險組合の被保險者と爲りし際にA健康保險組合の被保險者たりし事實を陰蔽せしことありと雖、右被保險者がB健康保險組合に於て未だ保險給付を受け又は受けむとしたることなき

場合は右の事實陰蔽に付施行令第八十八條を適用すべからざるものとす

(昭和三年一月二十七日附保理第四三號を以て保險部長より富士製紙健康保險組合宛回答)

四 施行令第八十八條第一項ノ決定ノ範圍

保險者は施行令第八十八條第一項の規定に依り傷病手當金と出産手當金を共に支給せざる旨の決定を爲すことを得るものとす(昭和三年七月六日附庶發第七六六號を以て保險部大阪出張所長より愛媛健康保險署長宛回答)

條 文

第八十九條 傷病手當金及出産手當金ハ少クトモ毎月二回一定ノ期日ニ之ヲ支給スヘシ、但シ毎月一回報酬ノ支拂ヲ受クル被保險者ニ付テハ毎月一回其ノ報酬支拂ノ日ニ於テ之ヲ支給スルコトヲ得

療養費、埋葬料及分娩費ハ其ノ都度之ヲ支給スヘシ健康保險法第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ニ付亦同シ

疑義解釋

一 傷病手當金中五十錢未滿ノ端數一括支給

小錢の拂底及事務取扱の不便の理由を以て傷病手當金中五十錢未滿の端數を毎支給期日に於て支給せず適當の支給期日に於て此の端數を合計して支給するが如きは違法とす（昭和二年五月三十日附保理第二、三七八號を以て保理部長より大倉礦業茂尻炭礦健康保險組合宛回答）

第五章 費用の負擔

條 文

第九十條 健康保險組合ニ對シ交付スル國庫負擔金ニ付テハ概算拂ヲ爲スコトヲ得前項ノ概算拂ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ムヘシ

疑義解釋

一 國庫負擔金算定基礎タル保險給付ニ要シタル費用額ト分娩ニ關スル保險給付費用分擔金

國庫負擔金算定の基礎たる保險給付に要したる費用の額は分娩に關する保險給付費用分擔金の収入額を控除せず又分擔金の支出額を加へざるに額を謂ふ義とす（昭和三年三月十五日附保發第一四號を以て保理部長より各健康保險組合宛通牒）

條 文

第九十一條 健康保險法第七十條第一項ノ規定ニ依ル國庫負擔金算定ノ基礎タル保險給付ニ要スル費用ノ額ハ療養ノ給付、産院收容及助産ノ手當ニ直接要シタル金額並ニ傷病手當金、出産手當金、分娩費、埋葬料、療養費及健康保險法第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給額ノ合算額トシ毎年度之ヲ計算ス、但シ同法第四十八條ノ規定ニ依ル療養ノ給付ニ直接要シタル金額及同法第五十九條第一項ノ規定ニ依ル傷病手當金又ハ出産手當金ノ支給額ハ之ヲ算入セス
前項ノ療養ノ給付、産院收容又ハ助産ノ手當ニ要シタル器具、機械、建築物其ノ他ノ施設ニシテ其ノ効用二年以上ニ亘ルモノニ付テハ之ニ要シタル費用ヲ其ノ施設ノ豫定使用年數ニ應シ各年均等ニ分割シテ之ヲ計算ス

疑義 解釋

一 國庫負擔金算定ノ基礎タル保險給付費用ト過年度支出ノ科目ヨリ支出シタル保險給付費用

國庫負擔金算定ノ基礎たる保險給付費用は豫算の過年度の支出科目より支出したる費用をも含むものとす（昭和三年五月四日附保理第一、二五六號を以て保險部長より名陶芳野健康保險組合宛回答）

條 文

第九十二條 健康保險法第七十條第二項ニ規定スル被保險者ノ員數ハ其ノ年度内ノ各月末ニ於ケル被保險者ノ總數ノ平均數トス

疑義なし

條文

第九十三條 健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ノ總額カ被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超ユル場合ニ於テ各健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ノ額ハ健康保險法第七十條第二項ノ國庫負擔金ノ總額ノ限度ニ於テ各健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ額ニ應シ内務大臣之ヲ定ム

疑義解釋

一 施行令第九十三條ノ趣旨

施行令第九十三條の規定は各健康保險組合に對する國庫負擔金算定の基礎たる保險給付に要したる費用の合計額（即ち全組合の分の合計額）の十分の一

に相當する額が全組合の其の年度内各月末現在被保險者數の總數の平均數（即ち全組合の分の平均數）を二圓に乗じて得たる額を越ゆる場合に於ては各組合に對する國庫負擔金の合計額（即ち全組合に對する分）は右の限度（即ち前記平均數を二圓に乗じたる額）に止むべく而して其の各組合に對する分配額は各組合の保險給付に要したる費用の額に應じ内務大臣之を定むる旨を規定したるものなり故に右の方法に依り算定したる各組合の受くる國庫負擔金の額を各組合毎に就きて觀るときは被保險者一人當り平均二圓を越ゆるものも超わざるものもあるものとす（昭和三年六月二十日附保發第四五一號を以て保險部長より各健康保險組合宛通牒）

條文

第九十四條 保險料額ハ一日付各被保險者ノ標準報酬日額ニ保險料率ヲ乘シテ得タル

額トス

疑義なし

條 文

第九十五條 保険料率ハ保險者之ヲ定ム

保険料率ハ各被保險者ニ付同一ナルコトヲ要ス但シ性質上事故多キ業務ニ使用セラルル被保險者ニ付テハ其ノ業務ノ種類ニ從ヒ異ナル保険料率ヲ定ムルコトヲ得

疑義なし

條 文

第九十六條 性質上事故多キ業務ニ使用セラルル被保險者ニ關スル保険料ニ付テハ内務大臣ハ事業主ノ負擔スヘキ割合ヲ保険料額ノ三分ノ二迄増加スルコトヲ得

條 文

疑義なし

第九十七條 第五條ノ規定ニ依リ算定シタル報酬日額五十五錢未満ノ報酬ヲ受クル被

保險者ニ關スル保険料ニ付テハ事業主ノ負擔額ハ報酬日額五十五錢以上六十五錢未満ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保険料ニ付キ事業主ノ負擔スヘキ額ト同額トス但シ其ノ額カ保険料ノ全額ヲ超過スル場合ニ於テハ事業主ノ負擔額ハ保険料ノ全額トス

疑義なし

條 文

第九十八條 事業主ハ被保險者ニ對シ金錢ヲ以テ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者

ノ負擔スヘキ前月分ノ保険料ヲ報酬ヨリ控除スルコトヲ得
 事業主ハ被保険者カ其ノ事業ニ使用セラレサルニ至リタルトキニ限り前項ノ規定
 ニ拘ラス報酬支拂ノ際ニ於テ被保険者ノ負擔スヘキ前月分及其ノ月分ノ保険料ヲ
 控除スルコトヲ得

疑義解釋

一 事業主カ被保険者ノ報酬ヨリ控除シ得ヘキ保険料

事業主が被保険者に對し報酬を支拂ふ場合に於て報酬中より控除し得べき被
 保険者の負擔する保険料は報酬支拂の前月一日より末日迄の間に於ける保險
 料とす但し規約を以て別段の定を爲したる組合に在りては其の定に依るべき
 ことは勿論たり（昭和二年一月三十一日附保理第三五一號を以て保險部長よ
 り日本製鋼所室蘭健康保險組合宛回答）

二 事業主カ被保険者ニ支拂フ報酬ヨリ控除シ得ヘキ保険料

事業主が被保険者に支拂ふ報酬より控除し得る保険料は施行令第九十八條第
 一項の場合に在りては前月分の保険料、同令第一百一條の規定に依り組合に於
 て規約を以て別段の規定を設けたる場合に在りては其の規定したる期間の保
 險料に限るものとす（昭和二年二月五日附保發第一一二號を以て保險部長よ
 り各健康保險署長及健康保險組合宛通牒）

三 前月分ノ報酬ヲ其ノ月ニ支拂フ工場ニ於ケル保険料控除ノ報酬

前月分の報酬を其の月に支拂ふ制度の工場（例へば一月分の報酬を二月一日
 に支拂ふ制度の工場）に在りては前月分の保険料（例へば一月分の保険料）
 を控除し得べき報酬は其月（例へば二月）に支拂ふ報酬（例へば二月一日に
 支拂ふ報酬）とす（大正十五年十二月四日附收保第三一三號を以て保險部長
 より岐阜健康保險署長宛回答）

四 其ノ月分ノ報酬ヲ其ノ月末日ニ支拂フ工場ニ於ケル保険料控除ノ報酬

其の月分の報酬を其の月末日に支拂ふ制度の工場（例へば一月分の報酬を一月末日に支拂ふ制度の工場）に在りては其の月分の保険料（例へば一月分の保険料）を控除し得べき報酬は其の翌月末日に支拂ふ報酬（例へば二月末日に支拂ふ報酬とす（大正十五年十二月四日附收保第三一三號を以て保険部長より岐阜健康保険署長宛回答）

五 毎月數回報酬ヲ支拂フ事業ニ於ケル保険料ノ控除

毎月數回に報酬を支拂ふ事業に在りては前月分の保険料を報酬より控除する場合に於ては其の月に於て數回に分ちて控除するも將又一回に控除するも自由なるものとす（大正十五年十二月四日附收保第三一三號を以て保険部長より岐阜健康保険署長宛回答）

六 被保險者死亡ノ場合ノ保険料控除

被保險者死亡の場合に於ても施行令第九十八條第二項に依り事業主は報酬支拂の際に於て其の被保險者の負擔すべき前月分及其の月分の保険料を控除し得るものとす

七 事業主ニ於テ被保險者ノ負擔スヘキ保険料ヲ豫メ預リ置クコトノ可否

事業主が被保險者と合意の上施行令第九十八條の關係を離れ被保險者より其の負擔すべき保険料を豫め預り置くことは別段支障なきも強別的に豫納せしむることは不可然ものとす（昭和二年十月二十八日附保理第三、七〇八號を以て保険部より埼玉縣北埼玉郡三俣村武州製絲株式會社宛回答）

八 規約ニ別段ノ規定ヲ設ケサル組合ニ於ケル保険料ノ控除

保険料の控除に關し別段の規定なきときは之が控除は施行令第九十八條の規定に依るべきものなり故に規約に別段の規定なきに拘らず當月分の保険料を其の月に於て支拂ふ報酬より控除するは違法たるものとす（昭和二年四月二

日附を以て保険部大阪出張所長より戸出物産健康保険組合宛回答)

條 文

第九十九條 事業主ハ保険料ノ控除ニ關スル計算書ヲ作製シ被保險者ノ請求ニ應ジテ
閱覽セシムヘシ

疑義なし

條 文

第一百條 毎月ノ保険料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スヘシ

保險者保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務
者ノ納付スヘキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ對スル
納入ノ告知ハ其告知ヲ爲シタル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルヘキ保險料ニ

對シ之ヲ爲シタルモノト看過スコトヲ得

疑義解釋

一 保險料納付期日ノ繰上指定

毎月ノ保險料を施行令第一百條の規定に依る期日よりも繰上げて納付すること
を指定するは適法ならざるものとす(昭和二年二月九日附發第二三四號を以
て保険部大阪出張所長より和歌山健康保険署長宛回答)(施行令第一百一條の
規定に依りて規約を以て別段の期日を定めたる組合に於て其の期日よりも繰
上げて指定すること亦同じ)

二 被保險者資格取得届ノ遅延シタル場合ニ於ケル保險料ノ納付期限

事業主が一月に被保險者の資格を取得したる者を三月に至りて届出たる場合
の如きに於ては健康保険署に於て其の被保險者の保險料の納付期限を適當に

指定すべきものとす（昭和二年三月二十八日附保理第七六六號を以て保険部長より旭川健康保険署長宛回答）

條 文

第百一條 保險組合ハ第九十八條又ハ前條ノ規定ニ拘ラス規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

疑義なし

條 文

第百一條ノ二 保險料納付義務者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納期前ト雖モ保險料ハ總テ之ヲ徴收スルコトヲ得
一 國稅、府縣稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ依リ滯納處分ヲ受クルトキ

- 二 被保險者ノ使用セラルル工場又ハ事業場廢止シタルトキ
- 三 強制執行ヲ受クルトキ
- 四 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
- 五 競賣ノ開始アリタルトキ
- 六 法人カ解散ヲ爲シタルトキ

疑義なし

第六章 審査ノ請求及訴願

第一節 健康保險審査ノ組織

條 文

第百二條 健康保險審査會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ健康保險法第八十條及第八十二條ノ審査ヲ爲ス

疑義なし

條文

第百三條 健康保險審査會ハ第一次健康保險審査會第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會トス

疑義なし

條文

第百四條 健康保險審査會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

疑義なし

條文

第百五條 第一次健康保險審査會ノ會長ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ第百六條第二項第一號ノ委員中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス
第二次健康保險審査會ノ會長ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内務部内ノ高等官中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス
第三次健康保險審査會ノ會長ハ社會局長官ヲ以テ之ニ充ツ

疑義なし

條文

第百六條 第一次健康保險審査會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 官吏、公吏又ハ學識經驗アル者 二人又ハ三人
- 二 被保險者ヲ使用スル事業主 二人又ハ三人
- 三 被保險者 二人又ハ三人

第二次健康保險審査會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 官吏、公吏又ハ學識經驗アル者 三人
- 二 被保險者ヲ使用スル事業主 三人
- 三 被保險者 三人

第三次健康保險審査會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 官吏、公吏又ハ學識經驗アル者 五人
- 二 被保險者ヲ使用スル事業主 五人
- 三 被保險者 五人

前三項ニ於テ被保險者ヲ使用スル事業主トアルハ事業主カ國又ハ公共團體ナル場

合ニ於テハ關係官吏又ハ公吏其ノ他ノ法人ナル場合ニ於テハ業務ヲ執行スル社員若ハ役員又ハ支配人トス

第一項ノ委員ニ付テハ同項各號ニ該當スル者各同數タルコトヲ要ス

疑義なし

條 文

第七條 道廳又ハ府縣（東京市ニ在リテハ警視廳以下之ニ同シ）ノ官吏ニシテ主ト

シテ健康保險ノ事務ニ従事スル者ハ健康保險審査會ノ委員タルコトヲ得ス

健康保險審査會ノ委員ハ他ノ健康保險審査會ノ委員ヲ兼ヌルコトヲ得ス

疑義なし

條 文

第百八條 第一次健康保險審査會ノ委員ハ内務大臣之ヲ命シ第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會ノ委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

疑義解釋

一 健康保險審査會ノ委員及會長ノ任命ノ效果

健康保險審査會ノ委員又は會長ノ任命を受けたる者は之を拒絶することを得ざるものとす但し辭職を願出づることを妨げざるは勿論たり（大正十五年八月二十三日附保第一六號を以て保險部長より福岡鐵山監督局長宛回答）

條文

第百九條 委員ノ任期ハ官吏又ハ公吏トシテ委員タル者ヲ除クノ外三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケス

疑義なし

條文

第百十條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル

會長事故アルトキハ會長ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

疑義なし

條文

第百十一條 健康保險審査會ニ幹事ヲ置ク

第一次健康保險審査會ノ幹事ハ道廳又ハ府縣ノ官吏中ヨリ内務大臣之ヲ命シ第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會ノ幹事ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内務部内ノ高等官中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

疑義なし

三七八

條文

第一百十二條 健康保險審査會ニ書記ヲ置ク

第一次健康保險審査會ノ書記ハ道廳又ハ府縣ノ判任官中ヨリ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）之ヲ命シ、第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會ノ書記ハ社會局ノ判任官中ヨリ内務大臣之ヲ命ス
書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

疑義なし

第二節 健康保險審査會ノ審査手續

條文

第一百十三條 審査ハ保險給付ニ關スル決定又ハ保險料其ノ他健康保險法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分ヲ爲シタル保險官署又ハ健康保險組合ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル健康保險審査會ニ於テ之ヲ爲ス

疑義解釋

一 施行令第一百十三條ノ「健康保險組合ノ事務所」ノ意義

施行令第一百十三條の「健康保險ノ事務所」とあるは主たる事務所又は従たる事務所を謂ふ義とす故に事務所數箇所ある組合の被保險者又は被保險者たりし者より健康保險審査會に對し審査の請求を爲さむとするときは其の屬し又は屬したりし事務所（即ち主たる事務所又は従たる事務所）の所在地を管轄す

三七九

る健康保険審査會に對し請求をなすべきものとす（昭和三年十一月五日附保
理第二、七〇一號を以て保険部長より各第一次健康保険審査會長、各健康保
險組合宛通牒）

條 文

第百十四條 審査ハ委員定數ノ半数以上出席シ且第百六條第一項乃至第三項各號ノ委
員各一人以上出席スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ同一ノ事件ニ付招集再
回ニ及フ場合ハ此ノ限ニ在ラス

疑義解釋

一 審査請求取下方申出ノ場合ニ於ケル處理

第一次健康保険審査會に對し審査を請求したる者が其の後該請求の取下方を

申出でたる場合に於ては即ち審査請求人は審査請求權を拋棄したるものなる
を以て審査會は會議を開くことなくして便宜處理し差支なきものとす（昭和
三年九月二十八日附保理第二、五六四號を以て保険部長より釧路健康保険署
長宛回答）

條 文

第百十五條 審査ハ出席委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決ス
ル所ニ依ル

疑義解釋

一 第一次健康保険審査會審議長ノ委員トシテノ議決權（令一一〇條）

第一次健康保険審査會の會議の議長は其の職務を行ふ場合に於ても之がため

委員として議決に加はるの權を失はざるものとす

三八二

條 文

第一百十六條 審査ハ文書ニ就キ之ヲ爲ス但シ必要アリト認ムルトキハ口頭審問ヲ爲スコトヲ妨ケス

前項但書ニ依リ口頭審問ヲ爲ス爲出頭ヲ命セラレタル場合ニ於テ已ムコトヲ得サル事故ノ爲出頭スルコトヲ得サルトキハ當事者ハ其ノ法定代理人親族又ハ同居者ヲシテ代リテ出頭セシムルコトヲ得

口頭審問ノ爲出頭シタル當事者及之ニ代リテ出頭シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ旅費ヲ給スルコトヲ得

疑義解釋

一 法第八十二條ノ審査請求手續（法八二條、令一一七條、一一八條、一二〇條、一二一條、一二二條、一二三條）

施行令第十六條乃至第一百十八條及第二百十條乃至第二百二十三條の規定は法第八十二條の審査請求に付ては適用なきものとす

條 文

第一百七條 審査ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ事件カ審査ノ請求ヲ爲スヘカラサルモノナルトキ又ハ審査ノ請求カ適法ノ手續ニ違反シタルモノナルトキハ健康保險審査會ハ決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ

審査ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ事件カ管轄違ナルトキハ之ヲ所轄健康保險審査會ニ移送スヘシ審査ノ請求ニシテ手續ノ方式ニ欠缺アルモノハ健康保險審査會之ヲ補正セシムヘシ

三八三

疑義なし

條 文

第一百十八條 審査ハ之ヲ公開セス但シ口頭審問ハ之ヲ公開ス

口頭審問ヲ爲ス場合ニ於テ議長必要アリト認ムルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス
傍聴ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

疑義なし

條 文

第一百十九條 保險官署ノ職員其ノ他關係官吏ハ健康保險審査會ノ請求ニ依リ又ハ其ノ
承認ヲ受ケ會議ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

疑義なし

條 文

第一百二十條 事件ノ一部カ審査ノ決定ヲ爲スニ熟スルトキハ其ノ部分ニ付先ツ決定ヲ
爲スコトヲ得

疑義なし

條 文

第一百二十一條 審査ノ決定ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

疑義なし

條 文

第二百二十二條 審査請求人審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ其ノ承繼人ニ於テ審査請求手續ヲ受繼クモノトス

疑義 解釋

一 施行令第二百二十二條ノ承繼人ノ意義

施行令第二百二十二條ノ「承繼人」とあるは相續人を謂ふものとす

條 文

第二百二十三條 本節ニ規定スルモノノ外審査ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

疑義 なし

第三節 雜 則

條 文

第二百二十四條 消除

條 文

第二百五條 健康保險法第八十一條ノ規定ニ依ル訴願ニ關シテハ健康保險組合ヲ訴願法ノ規定ニ依ル行政廳ト看做ス

疑義 なし

附 則

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定ハ

大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際ニ限リ第四條第一項但書中資格ヲ取得シタル日ノ現在トアルハ大正十五年十一月一日ノ現在トス但シ大正十五年十一月二日以後ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
當分ノ内政府ノ事業ニ使用セラルル官吏又ハ待遇官吏ニ付テハ内務大臣ハ之ヲ健康保險ノ被保險者ト爲ササルコトヲ得

附 則 (昭和二年三月勅令第三十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二年六月勅令第二二〇號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和四年五月勅令第四百四十三號)

本令ハ昭和四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和四年七月勅令第二百五十號)

本令ハ昭和四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

三、健康保險法施行規則 (大正十五年七月一日 内務省令第三十六號)

(改正 昭和二年十月内務省令第四〇號・昭和三年四月第十二號
昭和四年六月第十八號・昭和四年七月第二十九號)

第一章 總 則

條 文

第一條 政府ノ管掌スル保險ハ健康保險法第十三條又ハ同法第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ其ノ被保險者ノ使用セラルル工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)ニ於テ、同法第二十條ノ規

定ニ依ル被保険者ニ付テハ其ノ被保険者ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ニ於テ之ヲ掌ル

疑義解釋

一 甲廳ノ管掌ニ屬シタル被保険者カ乙廳ノ管掌ニ屬スル被保険者ト爲リタル場合ニ於ケル保險給付決定者

甲廳の管掌に属したる被保険者にして疾病の療養の爲め勞務不能となり傷病手當金の給付を受け居りたる者症狀輕快し月の中途に於て乙廳管下に於て被保險者資格を取得し其の翌月甲廳管下に於て被保險者たりし勞務不能期間に對し繼續して傷病手當金の請求ありたる場合に於ける之が支給決定は乙廳に於て之を處理すべきものとす（昭和五年九月十日附保規第四七二號を以て保險部より茨城縣警察部健康保險課長宛回答）

條 文

第二條 被保險者同時ニ二以上ノ業務ニ使用セララルル場合ニ於テ保險者二以上アルトキ又ハ其ノ使用セララルル工場若ハ事業場カ異リタル道府縣ニ在ルトキハ被保險者ハ其ノ保險ヲ掌ルヘキ地方長官又ハ健康保險組合ヲ定メ其ノ旨ヲ其ノ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ
地方長官又ハ健康保險組合前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ關係アル地方長官又ハ健康保險組合ニ之ヲ通知スヘシ

疑義なし

條 文

第三條 事業主ハ毎年六月一日現在ニ依リ被保險者ノ報酬日額算定ノ基礎ヲ様式第一

號ニ依リ同月十日迄ニ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

疑義解釋

一 標準報酬算定時期ニ付特例ヲ設ケタル健康保險組合ニ於ケル事業主ノ被保險者報酬日額算定基礎届

施行令第四條第四項の規定に依り標準報酬算定時期に付特例を設けたる健康保險組合に在りては施行規則第三條の規定に依る届出時期は其の組合に於て適宜定むべきものとす

二 事業廢止ニ依リ事業主タラサルニ至リタル場合ト事業主ノ届出義務

事業の廢止に因り事業主たらざるに至りたる者と雖も其の事業主たりし當時に於て生じたる届出義務は之を免るゝことを得ざるものとす

三 保險者報酬日額算定基礎届ニ食費等ノ加算ナキ場合

被保險者報酬日額算定基礎届又は被保險者資格取得届に食費及賃金の額の決定に影響ある住宅の利益を事業主に於て加算せざる場合には保險者に於て調査の上加算するも差支なきものとす（昭和三年六月二十一日附保理第一、四六八號を以て保險部長より茨城健康保險署長宛回答）

條 文

第四條 被保險者ノ報酬ニ著シキ増減アリタルトキハ事業主ハ様式第一號ニ準シ遲滞ナク其ノ旨ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

疑義なし

條 文

第五條 第二條、第十條第一項又ハ第十一條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ地方長